

平成 27 年 第 四 回 八 丈 町 議 会 定 例 会 議 録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 12 月 2 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第 68 号 平成 27 年度八丈町一般会計補正予算
- 第 4 議案第 69 号 平成 27 年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 5 議案第 70 号 平成 27 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第 71 号 平成 27 年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第 72 号 平成 27 年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 73 号 平成 27 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 9 議案第 74 号 平成 27 年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 10 議案第 75 号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
- 第 11 議案第 76 号 八丈町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 77 号 八丈町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 78 号 八丈町用品調達基金条例
- 第 14 議案第 79 号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 80 号 八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例
- 第 16 議案第 81 号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 82 号 八丈町農業委員会委員定数条例
- 第 18 議案第 83 号 八丈町農地利用最適化推進委員定数条例
- 第 19 議案第 84 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 85 号 表層浮魚礁資材購入契約
- 第 21 認定第 4 号 平成 26 年度八丈町一般会計決算認定について

第22 認定第 5号 平成26年度八丈町用品会計決算認定について

第23 認定第 6号 平成26年度八丈町介護保険特別会計決算認定について

出席議員（14名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	6番	山下崇君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
11番	山口英治君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	菊池正勝君
税務課長	奥山勉君	主幹 (税務課)	川上明和君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	笹本重喜君
課長補佐 (福祉 健康課)	高野秀男君	課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君
建設課長	八洲進君	主幹 (建設課)	菊池良君
産業観光 課長	奥山拓君	主幹 (産業 観光課)	笹本博仁君
企業課長	沖山昇君	病務院 事務長	和田一宏君
教育課長	福田高峰君	会計課長	浅沼清君
総務課 文書係長	沖山美智君	住民課 浄化槽 係長	浅沼洋介君

建設課 建設係長	瀬 筒 国 治 君	産業課 観光係長	大 川 和 彦 君
産業課 観光係長	菅 原 宏 幸 君	教育課 庶務係長	菊 池 直 貴 君
教育課 スポーツ係長	関 村 優 子 君	企業課 経理係長	大 澤 知 史 君
企業課 水道係長	桜 庭 郁 也 君		

事務局職員出席者

事務局長	浅 沼 房 徳 君	書記	高 橋 太 志 君
書記	柳 田 拓 也 君	書記	鈴 木 進 吾 君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よって、平成27年第四回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に5番、6番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、1日目からの継続といたしまして日程第3、議案第68号 平成27年度八丈町一般会計補正予算、歳出、22ページ労働費から32ページ予備費までの質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） おはようございます。昨日の続きを質問させていただきたいと思います。

きのうの話、人によってはこんな細かいことと思うかもしれませんが、昨年発行さ

れた2014年町制60周年の町勢要覧なんです、これの記述も大変合理性に欠けた記述になって非常に残念だなと思っています。昔話だろうとか、伝説だろうとかいう話もありますが、実は青ヶ島の救出の記録に関して非常に矛盾したことが記述になっていて、実際には全員救出したのに、今言われているのは、船につかまる腕を切り落としたとか、そういうふうにおもしろおかしく書かれているというのは非常に残念です。

ここで2点質問させていただきたいんですが、第5回の八丈島フォーラム、これは島嶼コミュニティ学会でやられたものなんです、この中で、専門家の話によれば、明治のころ、いろんな全国で歴史の捏造、国家の政策として地域の宗教が破壊されたという歴史があるわけなんですけれども、八丈島においても、神社明細書き上げという、神社の名前を変えとか、そういう歴史の中にそういうことが起こったということ、特に教育課の皆さんはそれを認識していらっしゃるかというのが、まず1点。

これまでもそういった指摘がいろんなところでなされてきたにもかかわらず、その内容を改めるとか、そういうことをしなかった理由は何かというのが2点目、この2つをお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか、お願いいたします。

- 議長（土屋 博君） まず答弁する前に、私から議長として、歴史的なことはなかなかこの議会でも答弁はできないと思っております。あるいはおとぎ話とかね、そういう面で、教育長としても、答弁は結構苦しい立場にあると思っておりますので、これは今後の問題として議題にさせていただければと思うんですが、いかがですか。

8番。

- 8番（岩崎由美君） 私の質問も急な、予算審議の中でやる問題としては非常に回答が難しいなというところは重々承知しております。

それで、この件に関しましては、改めた場所で皆さんの対応をお話ししていただきたいと思うんですけれども、まずはその歴史に関してしっかりとした検証、島史をつくるに当たっても検証していただけるかというお約束と、それから私たちが観光地、これから八丈島を観光の島というふうにと言われていますけれども、観光の島というのは大体、歴史を大事にして誇りを持っています。そういうふうな取り組みをしていただけるかという2点を、じゃ、言いかえて質問させてください。

- 議長（土屋 博君） そういうことで理解してください。よろしく申し上げます。

ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 31ページです。額としてはそんな大きい額じゃないんですけども、真ん中あたりです。為朝凧づくりの指導者謝礼14万円の減額の補正がなっているんですけども、これ当初の予算ではたしか16万円の予算措置があったと思うんですが、これで14万減ると謝礼はなくなるのか、今度、為朝凧づくりの事業がなくなるのかなとちょっと心配だったものですから、お願いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この為朝凧づくり教室につきましては、当初、指導者ということでお願いしていた方が体調不良ということで、できないということになりまして、それでもって今回、為朝凧づくり教室の指導者謝礼のほうを減額した次第でございます。今後は、指導者を育成とかしていく方策を立てていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 関連で。

為朝が、この指導者の問題が出ただけけれども、こちらの役場の職員のOBで、元の慶孝助役とか、久則さん、沖山管理者いるわけだから、そういう方にも相談しながら、できたらぜひともやっていただきたいなど、継続で。そこいら辺の検討はしますか、それとも今回はなしということで、どちらですか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 今回につきましては、急遽、指導者の方が体調不良ということで、できなかったということがございましたので、今後はそうしたご意見を承りまして、継続していくように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（土屋 博君） 私、議長としても一言、言っておきます。

後の決算審査もありますが、執行率ゼロというのがあったら、前もって説明をしておくように願いますよ。失礼だよ、議員に対して。探させて発言させる。一切発言がゼロだとすると、我々見落としたことになるわけですから。大変失礼ですから。26年度の決算審査が後でありますから、前もって執行がゼロのものは全部、各課長から説明をお願いします。

ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 25ページ。観光なんですけれども、このポットホール看板設置委託

料、これ何カ所ぐらい設置するのか。あとその下の島しょ地域観光情報発信負担金他と、MXテレビなんだけれども、このMXテレビはずっと見ているわけじゃないんだけれども、余りそんな発信されているような状況じゃないんだけれども、どのようにMXテレビで放映されるのか、この2点お願いします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） ポットホールにつきましては、林道の整備工事もございます。その関連で、設置につきましては来年3月を予定しております。

（奥山（博）議員「何カ所」の声あり）

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 1カ所の予定です。

あとMXテレビの関係でございますが、これも放映されておまして、視聴率は2%であったというふうに聞いております。推計でございますが、関東で1%の視聴率があった場合には、40万人が見たことに、これはあくまでも推計です。ということは、80万人が視聴したということで認識しております。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ポットホールに関してなんだけれども、これ案内板が必要だと思うんだよね。ここがポットホールと。1カ所だけじゃなくて、それなりの案内板が必要だと思いますので、これから来年度の予算に向けても、案内板のほうの設置もよろしくをお願いします。

あと27ページ、住宅費なんだけれども、最近制度が変わって、低所得者用の住宅、ちょっと所得が増えると、今までの家賃よりか倍になると。3倍近くになると。それで結局、制度だからある面でしょうがないかもしれないけれども、1年間の所得が上がったがために民間の住宅を探すようなことになる。民間が安いからね。

前にも言ったように、八丈の労働人口というか若い世代が東京へ流出することが最近多くなっている。そういう意味で、この低所得者用じゃなくて、定住型の住宅、もちろん収入の上限は決めなくちゃいけないかもしれないけれども、定住型の住宅をつくっていかないと、この低所得者用の住宅から出たとき、はっきり言って安定していないんですよ。勤め人、また公務員の方と違って、安定した収入があるわけじゃない。次の年は低いかもしれないけれども、その低いところで高い住宅費用を払わなくちゃならないということは、結局外へ出なくちゃいけない。民間の住宅とか安い住宅を探さなくちゃいけないという、そういう面

があるので、地方創生でどういう制度があるか知らないけれども、住宅に関して、何とか定住型の住宅をこれから考えていかなくちやならないと思うんですよ。

それで、11月の広報で結構募集かけましたよね。珍しいのは三根でこれだけ住宅が空くのは珍しいと思うぐらい、三根地区でも住宅で空きがあったと、募集をかけたと、今までにないんですよ。三根はなかなか空き住宅がなくて入れないと、それで、ほかの地域に入ったりというのがあったので。

まず、その制度の1年間の所得で、そういう制度かもしれないけれども、次の年の住宅費を決めるというのは、結構入居している方にとっては、これじゃ外でアルバイトもできないよねと。あとアルバイト分ぐらい上がっちゃうんですよ。50万所得が増えたら、家賃が高くなって、これじゃ何のためにという感じが出て、結局出てくださいという感じにしか受け取れない。そういう話もありますので、この地方創生で定住型の住宅の何かそういう制度があるのかどうか、わかりますか。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 地方創生で定住型の住宅のメニューがあるかということでございますけれども、それは私の把握しているところではございません。

ただ今後、この間ちょっとニュースにもなったんですけれども、全国一律であった公営住宅の住宅使用料を市町村で独自に決められるように検討を開始するというニュースが出てきました。定住者用の住宅に関しましては、そのように使用料が変えられるようになるかもしれませんが、まだ政府のほうで検討に入るという段階ですので、その状況は見守っているところでございます。

あと低所得者用じゃなくて、普通の平均的な所得者の公営住宅も建てられるメニューは、地方戦略じゃないんですけれどもございますので、その点に関しましては今後考えていきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、ほかの自治体では結構やっているんですよ。八丈がその収入が少ないからその金額で入れると、低所得者用の住宅はね。だけど将来を見たら、そこは本当に老人住宅になりますよ。高齢者住宅になっちゃう。若い人はなかなか入れない、すぐ出ていかなくちやならない、そういう制度になっちゃったんだよね。ちょこっと収入が入れば、ぼんと上がると。15万になったりとか10万になったり、よく話聞きますので、それじゃちょっと公営住宅としていかなものかなと思います。

市町村で住宅の家賃が決められるというのは自分もニュースで見ましたけれども、始まったばかりでいつになるかわからない。本当に若い仲間が、今、夫婦で出ていっちゃうのが多いんですよ。八丈で生まれて、八丈で結婚して、今、東京は向こうのほうが仕事が結構ありますので、それがないような施策をとってもらわないと、人口を増やすという話はあるんですけども、政策として何も見えてこないんですけども、そこいら辺、町長、どういうお考えですか。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） やっぱり住むところがないと外からも呼べませんので、そういう部分で、すぐまた町で建ててどうのこの、今は公営住宅法で建てていますから、そういう基準で建てていますので、できれば私は、その空き家を直接貸すんじゃなくて、町が空き家を購入して、そういう区分の人には、その空き家を町が購入した分で、町の住宅として貸しつけるという方法をぜひ考えていきたいなと思っておりますので、そういう部分でないと、なかなか制度を使って住宅を建てて、今から建ててそこへ入れるという部分では、やっぱり時期が遅くなりますので。

今、隠岐の島ですか、西郷町なんかで成功している例といいますと、町で建てている住宅でして、大体2万か3万でないと、なかなか人は呼べないという部分があります。今、民間の住宅も五、六万出しているんですね、一戸建てが。それでもやっぱりきついと思いますので、やっぱり2万か3万ぐらいのところじゃないと、なかなかそういう新規就農者といいますか、そういう部分を呼べないと思いますので、町が民間の空き家を回収して、町の施設として貸し付けるという方法を考えていきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 最後に、11月の広報で募集かけた町営住宅、応募はどれぐらいありましたか。みんな埋まりましたか。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 11月の広報で、16戸募集いたしまして、7戸埋まっております。三根は、11戸募集いたしまして、4戸埋まっている状況でございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局そうやって空き室ができるんですよ。せっかく今までこういう住宅政策やってきたのが、空き室ができていくというのは、収入がなくなるということで

す。今まで家賃収入でその住宅の建設費を払っていたという経過があるので、本当にこれから空きが増えてくるんじゃないかなと心配しています。ぜひとも何とかうまく、この住宅に関しては、町長が言ったように二、三万じゃないとなかなかきついですよ、ここ八丈は。民間で五、六万ちょっととかあるとは思うんですけれども、入りたくてもなかなか入れない。そういうこともありますので、ぜひとも住宅政策のほうを取り組んでいただきたいと思いません。

よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（土屋 博君） 先ほど10番の発言した、創生事業のメニューには今後も全然だめなのかどうか、答弁してください。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） きのう、地方創生関係の個別施策メニューがあるということでお話しさせていただきましたけれども、今、国交省さんのほうもいろいろとメニューを出しておりますけれども、この中で地方へ新しい人の流れをつくるとか、また若者の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとか、そういったメニューもありますので、個別で、今ここでどれが該当するということは申し上げられませんが、こういったものを活用すればできるのかもしれないということで、参考までに申し上げたいと思います。

○議長（土屋 博君） 絶対だめだということじゃないね。

○企画財政課長（佐々木真理君） 我々も、このメニューをいかに活用するかですので、我々が知恵を出していくことが必要だと思ってございます。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 先ほどポットホールの話が出ましたけれども、自然遺産登録として、登録の調査費用かな、たしか300万ほど計上されていると思うんですけれども、その後の進捗状況とか、調査は本当に行われているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） ギネス登録のお話だと思いますが、この7月に申請は出しております。その後、ギネスのほうと連絡、調整をしております。文書のやりとり等は実施しておりますが、まだ具体的などころまでは進んでいないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） この300万というのは調査費だけなんですか。それとも調査が終わって登録できるとなったら、また追加予算が要るといことなんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 登録までの予算というふうに認識しております。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） そうすると、登録されなかったらば、この予算は使わなくて済むということでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） その辺の調整をやっているところですが、今150万をかけて委託を実施しております。

その後の経費につきましては、パンフレットの作成等を考えてございますが、登録されなかった場合につきましては、その辺、委託料はもうこれは150万かかってしまいます。その残りの部分につきましては、またご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○4番（山下 巧君） わかりました。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 話は戻るんですが、先ほど博文議員が、地方創生を使った公営住宅に限った話をしていたんだけど、公営住宅ではなくて、民間の住宅のリフォームについては、この地方創生で相当の自治体に取り組んでいるんですね。これは個人、民間の住宅政策として、そしてまた財源を呼び込むというような意味からしても、これは考えていいというふうに思っているんですね。

私も一般質問で取り上げようかなと思ったんだけど、残念ながらちょっと準備が間に合わなかったのでもしなかったんだけど、どうですか、そこいらあたり、個人のリフォームのほうは相当やっていますよ。14年の補正予算絡みの関係でね。だからこれは地方創生で十分に乘る話だから、個人の民間の住宅のリフォームについての検討も進めてほしいというふうに思います。

どうですか、財政課長。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまのご質問でございますけれども、我々ことし、空

き家の調査をさせていただきました。今のところ第1段階で上がっていたところで、島内に約300余りの空き家があることが判明してございます。それを今後、実際に住める状況なのか、またリフォームが必要なのか、またそちらを管理されている方がどういう意向を持っているのか、これを今年度中に調査していきたいと思っております。そのリフォームの経費につきましてはこれから我々も検討してまいりたいと思っておりますけれども、まずはその空き家を貸してもいいという方を特定していきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 先ほどの博文議員の話なんですが、建設主幹、いわゆる家賃補助の問題、これ昔はそのままそっくり数字として出た、今、交付金という形になっていますよね、2年前ですか、3年前ですか、そういうふうになっているんですが、ただ、家賃の設定が15万ぐらいになって、先ほど博文議員が言ったように、10万も払うとかという話もあります。ただそこが空き家になった場合に、10万とか、10万以上になると思います。年間120万か百四、五十万、150万ぐらいになると思います。1つ空き家が出れば家賃補助が出ませんよね。そうした場合に、交付金措置で10の空き家が出れば1,500万以上になります。はっきり言ってね。

結局は、その住宅を建てる家賃収入において支払いをするという部分において、非常に問題が生じます。ですから、その空き家ということは非常に問題があるので、先ほど博文君が話したようないろんな対策を今後考えていかないと、とてもじゃないけど住宅行政は行き詰まります。財政的に。そこをよく念頭に入れてお願いしたい。

一口に言うけれども、1つ空き家が出ると年間百数十万の交付金がなくなるんですよ。10あれば一千数百万の交付金。それだけ建設費にかかった費用を一般会計から見なくちゃならなくなる。これ大変な問題だと。

要するに、住宅行政そのものが難しい状況になるということを念頭に入れて、先ほども睦男議員、博文議員が言ったようなことも含めて、あと町長がおっしゃったこと、いろいろ考えていかなくちゃならないだろうと。あと、住宅行政そのものを根本的に見直す必要も出てくるんじゃないかと、そういうように心配しております。

もう一つ、建設のほうで、防衛道路の問題、これは決算でやればいいのかと思ったんですが、ことし2,000万程度しかついていない。1億2,000万程度ずっとついてきたものが、突然、それは土地交渉がいろいろあったという話も伺っております。ただ、今、土地交渉もうまくいって、ちゃんとなるのかなというような話もあるんですが、進捗状況、完成するのはいつご

ろになるのか。

それでこれは、はっきり言って、横間の道路がありますよね。我々高校時代に、あそこが使えなくて、震度5、6ぐらいの地震で崩れて、結局アクセスが防衛道路と登龍峠ということで、我々学生時代、あそこを通ってきたんですよ。ただ、今はもう災害に強いということで、防衛道路の整備というのはもともと災害のための強いアクセス。ただ正直言って、横間のあの橋、橋というか道路に関しても、もう20年超えています。二十数年、震度6強の地震が来たときに果たしてどうかと。今の技術で言えば、素晴らしいと思うんですが、将来に向けて、防衛道路をやっぱり急がなくちゃならないと思うんですが、いつごろまでに完成予定にしているのか、これでこれは急いでいただきたい。非常に、やはり坂上とのアクセスにおいて防衛道路は必要だということでやっているんですが、今、若干おくれぎみなところがあるので、それを取り戻すために急いでやっていただきたいんですが、今状況はどうなっているか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（八洲 進君） 防衛道路につきましては、着工から今現在8年を経過してございます。まだ半分は行ってございませんけれども、年間平均1億2,000万で来ておりましたが、土地交渉がなかなかうまくいかず、今現在2,000万程度でやっておりますけれども、今後は、大賀郷方面からやってきましたけれども、今度、檜立方面、両方から持ってきて、あと10年ぐらいで完成させたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） なかなかこういう計画というのは、始めてから完成までには時間がかかります。アクセス道路ということで、非常に経済的な面においても全ての面でやはり、経済に影響があるんですよ、道路というのは。やはり生活道路ということでもあり、また、いろんなもの仕事する上でも、その辺、急いでいただきたい。10年と言わず、もう少し早める方向で頑張っていただきたい。これは要望です。よろしく願いします。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 住宅の件なんですけれども、子供が義務教育を終えると家賃が上がっていくというふうに聞いておりますけれども、その辺をお尋ねしたいですね。

それと私、たまに町営住宅へ行きますと、共用部分、廊下とか階段、物すごく汚れているところがあるんですね。そういったところはちゃんとした、住民の中で掃除をきちんとやっているところもあれば、物すごく汚くて、そうすると、これは住宅としての価値といいます

か、そういうところも大丈夫かなというふうな、汚れがどんどんひどくなってくるんですけども、特に高齢者が入っているところが非常に汚いんですが、その辺をどのように今後するつもりか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 各住宅におきましては、管理人さんということを決めていただいて、その管理人さんが町のほうに報告していただけるという形をとっているんですけども、ひどいところがあるというのは私ども把握しておりませんでしたので、すぐ確認しまして、対応したいと思います。

あと義務教育まではあるんですけども、議会の皆さんからも、その制度の見直しをということもありますので、それをできれば高校生、18歳までできないかということで今、検討してまいりたいと思います。できれば来年度から反映させればなというふうに考えております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 22ページのコミュニティセンターの管理費のところですけども、テニスコートのことなんですが、今年度の予算で当初4,500万だったのが、減額されて3,000万ぐらいになりましたけれども、まだ工事が始まっていないみたいなんですが、いつ始めて、いつ終わるのかを教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） コミュニティセンターのテニスコートにつきましては、入札を終了しまして、2月28日までが工期ということになってございますので、それまでに完了させたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 全然手をつけていない状態ですよ、今。間に合うんでしょうか。その辺がちょっと心配で聞いたんですが。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 間に合うようにしたいと思っております。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

○9番（奥山幸子君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 28ページの学校管理費の需用費の修繕料のところでお伺いたします。

これはどこの修繕なのかということと、あと三根小学校の体育館の雨漏りがすごいんですけども、これつくった当初から結構雨漏りをしておりまして、今までどのような修繕をしてきたのかなというのと、ちょっとでも雨漏りすると、なかなかさびて、耐用年数が早くなるような気がするんですね。お金はかかっても直したほうが、結果的に長い目を見たとき、お得なような気がするんですが、どのような形で町がお考えなのかを聞かせていただきたいです。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この小学校の学校管理費につきましては、賃金の77万5,000円と原材料費……

（沖山議員「修繕のところだけで結構です」の声あり）

○教育課長（福田高峰君） その原材料費の127万9,000円について、こちらのほう、今までは賃金と原材料ということで予算のほうを支出していたものですが、今後は、修繕費に組み替えということで町のほうで方針が決まりまして、その部分で修繕費が133万2,000円というふうになっている現状で、その中には、三根小の修繕とか消防設備の修繕等々の修繕費も含まれてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 三根小の修繕費も含まれているということですが、体育館の修繕をなさる予定というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

その雨漏りは承知しているの。

○教育課長（福田高峰君） すみません、三根小学校の修繕ということで、ちょっと体育館ということは確認していませんでしたので、それについては確認して、後から回答したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 確認していないというのはとんでもない話。

教育長、どう思っていますか。校長会だって何だってあるわけでしょう。そこで確認ができていないというのは、校長先生の怠慢なのか、そういう話が絶対出てくると思うんだよ。うちの体育館は雨漏りがしています。もし雨漏りがあれば。それを承知していないというの

はどのような話なのか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 校長会等の情報交換の中では、雨漏りのことの報告は特になかったので、課長はそのように答えたと思いますが、実際その執行状況の中で、あるいはまた詳しく精査してお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 課長、ある程度そういう連絡事項があるとき、聞かないのか、それとも課長ら、その学校訪問というのがないのかどうか。最低限、学校は訪問するべきですよ。それでどういう問題があるかというのは把握しなくちゃいけないと、校長会はまた別かもしれないけれども、それがなぜ、なされていないのか。

月に1回は各学校を、全部で大した学校じゃないじゃないですか、今は小・中学校合わせても。月に1回は最低でも全部の学校を回るぐらいじゃないと、1日で回る気になれば回れるんだもの。いつもそれやってもらわないと困るよね。そこはどうですか。

○議長（土屋 博君） もう一度、教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 昨年度から教育委員も各学校を訪問して、先生方との情報交換、また、要望等を承るように、そのような会議を進めております。毎月かどうかというのは、また今後の検討になるんですが、今の体育館の雨漏りの対策のことは、学校のほうの要望等で今のところ上がっていないということですので、詳しくまた精査して対応するように早急に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 体育館の雨漏り聞いていないということで、それはいいんですけども、予算を133万2,000円上げました。何に使うのかはわかりませんが予算は上げていますというところが問題なのではないかなと。これは、何の修繕費として上げたのでしょうかということをお伺いしているので、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 130万の内訳を話しなさいよ。教育課長。

○教育課長（福田高峰君） この賃金から原材料から需用費に予算を変更した内容につきましては、三根小学校の修繕費が14万7,000円、三根小学校の消防の設備関係が40万円、また大小の消防関係が1万円、それと大小の卒業制作賃金として4万1,000円ということでございます。

それと原材料、資材料につきましては、これについても大小の消防設備の関係が2万6,000円、また三小の消防設備の関係が44万1,000円、それと三小の芝生の砂代が75万3,000円ということでございます。

以上が内容となっております。

○1番（沖山恵子君） わかりました。

○議長（土屋 博君） いいですね。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第68号 平成27年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第69号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課高野課長補佐、お願いします。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） それでは、書類番号2をお願いいたします。

1枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。

議案第69号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,534万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,648万9,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） はい。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、主に保険給付費の増によるものです。

歳入につきましては、国、支払基金、都、町で各負担割合に応じて算出して計上しております。

8の繰入金の基金繰入金につきましては、前年度決算により基金として積んだものを、再度特別会計に繰り入れするものでございます。計画値より実績が伸びているのが要因になってございます。

以上、歳入合計、補正前の額10億1,114万6,000円、補正額3,534万3,000円、合計で10億4,648万9,000円です。

8ページをお願いいたします。

こちら歳出のほうになります。

1総務費につきましては、旅費の増額補正になります。

2の保険給付費の1、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費につきましては1,808万9,000円の減で、介護報酬の引き下げが影響してございます。

その下の地域密着型介護サービス費につきましては3,439万6,000円の増です。前年同期と比較すると利用者は15名ほど増えてございます。昨年開設した坂上の認知症対応型通所介護施設の稼働率と、坂下の施設の開所日数が増えたことが主な要因となっております。

10ページをお願いいたします。

6の特定入所者介護サービス等、特定入所者介護サービス費につきましては、こちらは法改正によって減額が見込まれるという国の見方が当初ございました。しかしながら、施設の居住費の見直しにより、4月に370円、8月に840円となり、結果470円の増となっております。課税者や1,000万以上の預貯金がある方は満額の840円を支払わなければならないところ、八丈町は非課税者で1,000万以上の預貯金がない方が対象者の9割以上であり、その方々は370円までの負担で済むため、増となっております。増となった470円は給付費で支払うことになり、月の費用が100万以上上がっているため、1,139万9,000円、増額補正として計上してございます。

以上、歳出合計、補正前の額10億1,114万6,000円、補正額3,534万3,000円、合計10億4,648万9,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 介護保険というのは各自治体で金額が全然違うんだけど、結局、第1次被保険者というのかな、40歳から介護保険を払うわけだけれどもね、八丈町というのは、さっきも言ったように、低所得者の若い仲間も多いんですよ。結構苦しんでいます。これは高い自治体もあるし、低い自治体もある。課長さんのほうでは大体どれぐらいが八丈町の限度だと思っていますか、介護保険。高いところは1万円以上払っているところもあるし、低いところは二、三千円のところもあるとは思いますが、今、八丈町が5,000円ぐらいかな。どれぐらいが八丈町では大体限度じゃないかなと。これ以上、これ人口減にもつながりますからね、介護保険が余り高いと。高福祉でも、高福祉が一番望みなんですけども、介護保険料として我が町ではどれぐらいがもう限度じゃないかなと、そういう考え、金額大体わかりますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 今回の第6期の事業計画の策定において、全国で介護保険の保険料の見直しが行われました。私が把握しているところ、一番高いところが今回8,400円ぐらい、たしか基準額となる保険料が8,400円、一番安いところだと2,000円を切る自治体があったと思います。

八丈町は全国での自治体の中で、たしか上から、今5,700円ぐらいの金額ですので、そんなに低くない金額になっております。大体どれぐらいが保険料として限度かというふうなお話なんですけれども、今回、法改正によって、国のほうで、低所得者の方をなるべく保険料の負担を軽減させるために、国のほうでは消費税を充てて何とか下げて抑えてほしいというふうなことが上がっているんですけども、当然、高齢者の方の収入というのは、これから年金生活の方がこれ以上収入が上がるのかといたら、決してそういうことではないと思います。

ちょっとこれ以上が限度だというのは、すみません、今この場でちょっと正式にこの金額だろう、妥当な金額だろうというのはちょっと言えないんですが、これからも保険料は当然上がることが想定されます。その中で、いかにこの介護保険の給付費を抑えるかということ

のほうが問題かと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） ちょっと勉強不足でお聞きしたいんですが、介護保険料の話なんですが、65歳までと65歳以上では違いますよね、介護保険料。その仕組みを教えてください。というのは、大体65歳以上になると、ちょっと収入があると最高限度額になりますよね。190万ぐらいでしたか。

だからこれ、2つに分けて考えなくちゃいけないと思うんですが、そこいらをちょっと、多分認識がみんな、島民の方もそうだ、介護保険料と一律80まで同じかと思うんですが、僕も65歳以上になるとまた別メニューになるわけですが、その制度のそのもの、例えば今まで我々が議会で議論しているのは、介護のメニューが増えれば増えるだけ介護保険料は高くなるというような話で。65歳以上においては、メニューいかんによらず定まっているような気がするんです。そこいらはどうなんですか。よくわからないので教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 介護保険料の財源のお話だと思います。

まず、保険料につきましては、介護保険の給付費の約半分は40歳以上の方の保険料で賄うことになっています。その割合としまして、40歳から64歳の方がそのうちの22%。65歳以上の方の負担が28%ということになります。ご質問の保険料の算出というところになるかと思うんですけれども、まず65歳以上の高齢者の方につきましては、その給付費の28%分を我々福祉健康課のほうで算出してございます。40歳から64歳の方につきましては、皆さん医療保険に加入していると思います。当然、八丈町のほうでも国保という保険がありますけれども、その中で計算をして算出してございます。ちょっとその中身のこういった数字になっているかというのは、ちょっと国保のほうでないといけないんですけれども、各医療機関のほうで計算してございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 要するに、僕が聞きたいのは、65歳以上、全国一律なのかという話と、要するにそのサービスのメニューによって、今まで我々、議会でいつも議論される64歳までの話だったのかなと、要するにメニューが多ければ多いほど保険料は高くなりますよと、先ほども言った八千幾らですか、最高が。低いところは2,000円以下だというような話で。それは介護のメニューの算出によってそういう規定があると思うんですが、65歳以上においても、そのメニューによって違うのかなと思ったらそうじゃないのか、そこいらがよく見え

ないんですが、そこをちょっと説明していただきたい。介護のメニューによって、65歳以上も同じように金額が算定されるのか。ただあれは所得の関係で算定されるのかなというふうに僕は感じているんですけれども、どうなんですか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） メニューというのは、町のほうにあるこのいろいろな施設サービスから在宅サービス、いろんなメニューがございます。当然そのメニューによって介護報酬にかかる費用というのも変わってきます。ですので、いろいろ自治体の中で、施設を持っていないところも当然ありますし、施設だけが例えば集中的にあるようなところもあります。そうすると、構造的に、施設のほうが在宅よりかも経費のほうは当然上がります。

八丈町のほうも、100床という特別養護老人ホームに加えまして、通所事業所のほうも、昨年、2カ所入りました。そういう中で、全てのメニューの合計で年間の給付額というのは大体出ますので、そのトータルを、すみません、私、先ほど65歳以上の方が負担が22%と出しましたけれども、28%です。すみません。その28%の分、総給付費の28%を65歳の高齢者の保険料で計算してございます。

（「22」の声あり）

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） ごめんなさい、高齢者の割合は22%です。

失礼しました。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） ただ僕は、単純な話なんですよ。要するに65歳以上はサービスのメニューがいろいろありますよね、自治体によって。例えば大島と八丈島もサービスのメニューが違うんですが、65歳以上になった場合、所得に割る、例えば190万以上は最高限度額というふうになっていますよね、たしか。そういうふうに感じているんですが、それで大島も八丈島も同じ金額なんですかということの、65歳以上においては。ただ、65歳を境に分けて考えなくちゃいけないんじゃないんですかというふうにちょっと聞きたいんですが、そこをちゃんと教えてください。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長（持丸孝松君） 私も、高野課長補佐から教えていただいて、介護保険の保険料が高いとびっくりしたんですが、先ほど言った5,000円何がし、8,000円何がしというのは、その町の一番最高の平均をとるということであって、山口議員がおっしゃったのは、じゃ、金額はどう決めるんだと、65歳以上は。

というのは、平均があって、去年までは5段階でとっていた、最高が8万円だったと、こ
としからは十二、三万になったわけですかね。それで所得によって金額が変わるというこ
とで、そこそこの給付額から逆算してやるわけですから、そこそこの標準額をやって給付額を
やると、どんどん高くなっていくということで、当然、所得が高い人は高くなる。それで段
階が去年5段階だったけれども、これを低所得者は低くということで、いろいろあったので
低くすると、当然その残りは上のほうに行く。じゃ、5段階だと上の人が膨大な金額になる
ので13段階に分けたということです。

○議長（土屋 博君） その前に福祉健康課長からちょっと答弁させます。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） もう一回、改めて整理させていただいてよろしいでしょうか。

介護保険制度、さっき課長補佐が言ったように、半分を保険料で取らなきゃいけないとい
うことです。それで、40歳から64歳の方というのは、これは全国一律プールでやります。

（山口議員「それが聞きたかったの」の声あり）

○福祉健康課長（笹本重喜君） それは、ここの施設がどうのこうのと関係ありません。こ
れが28%をそこから給付費として負担していただきます。

ところが、残りの22%、この1号被保険者と言われる65歳以上の方は、ここはその22%が、
総額給付費の22%ですから、そこを計算して幾らと出ますよね。例えば10億だったら2億
2,000万、これをどういうふうに徴収するかというのは、そこそこの自治体によって、その
取り方というのが決められることになっております。

それで、八丈町でも昨年度、第6期事業計画をつくる上で、介護保険の運営委員会の中で、
これはどういうふうにとったら、八丈町の低所得者が多い中で、うまい保険料の割り振りが
できるだろうということで、いろいろ話し合いました。ご存じのように、八丈町は昨年、地
域密着型ができました、施設が増えて、サービスが増えるのはいいんですけども、それな
りにその分、給付費が増えるものですから、どうしても給付費の総額が上がってしまいます。
ということは、保険料も当然取らなきゃいけないということで、そこで非常に苦労いたしま
して、それでことし15段階に、段階を上げていただきまして、いっぱい稼いでいる方とい
いますか、そういう方からはちょっと多くいただく。そのかわり、低所得者はこれぐらいで抑
えて、これぐらいが限度だろうということでいろいろ話し合った結果、ことしの保険料とな
った経過がございますので、その辺はご理解いただくよう、よろしく願います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） これは制度の問題だから、とやかく言うことじゃないんですが、ただ、前にも話したんですが、65歳になりますと、介護保険料が極端に違ってきますよね、収入で。突然倍になっちゃうと。先ほど山本議員もいろいろ、この保険料の話でもありましたが、8月の調整の話。それと同時に、だからそれで所得によって、あなたは65歳になる人においては事前に知らせてくださいと。そうしないとみんな戸惑うと。あれ、これはどういうことなんだ、突然介護保険料が倍になったというようなケースが多々あるわけですよ。所得が190万という年収の話ですから、例えば年金生活者であっても190万ぐらいはもらう人のほうが多いんじゃないかと。すると最高限度額になるわけですよ、正直言って。

だから、そこいらの部分で、少し疑問が起きるのは、サービスのメニューにかかわらず一律に全国そうであろうと僕は考えたんですが、その点はそうでしょう。違うんですか。全国一律じゃないんですか、大島も八丈も。サービスのメニューにかかわらず、最高限度額は。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 先ほども申し上げたとおり、1号被保険者に関しては、その町の運営審議会の中で決められるわけですから、大体どれぐらいの限度額で幾らという保険料を町の中で決めたわけです。だから、64歳以下に関しては一律です。65歳以上の人に関しては、それはその保険料の総額を徴収するために町がどのように徴収したらいいかということで、これぐらいの所得の方にはこれぐらいの負担をしていただくということ、町の運営審議会の中で決定いたしますので、それは自治体によって違います。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○11番（山口英治君） はい、了解。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） ちょっと今の話ですけれども、最高限度額が190万ですか、その人が最高になります。15段階になります。そうじゃないと思うけど。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） 保険料の所得段階のお話ですかね。最高が、今回15段階を設けたんですけれども、15段階の方ですと、合計所得金額が600万円以上の方です。

（奥山（幸）議員「だからその辺、ちょっとちゃんと話しておかないと」の声あり）

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 質問者に話してもらいたいです。そこはちょっと。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 僕も正直言って、65歳になってびっくりしたのは、それでお聞きしたんだが、そのいろいろ所得引いて、それで600万というのは64歳未満の話だと思います。

65歳……

（発言する者あり）

○11番（山口英治君） いやいや、それは僕が最高限度額になって腹が立って、僕は600万なんか収入がないので、それでお聞きして、これはどういうことかと。それでたしか春、6月の議会でもお願いしたように、みんなそういうことで、僕のところにどういうことだという話があったので、最高限度額と、それでいろいろお願いをして、所得にあってあなたのあれはこうなりますよと、誕生日が来たら最高限度額になりますとか、そういうことを言わないと困るということをお願いして、それはそういうふうに通ずるといふような話を、課長、やったわけでしょう、通知書事前に。3月の時点で大体所得わかるから、そしたら介護保険料が変わりますよということ、65歳になれば、極端に変わりますよね、僕も去年の65歳になった瞬間から介護保険料が倍以上に上がりました。それでお聞きしたんですよ。

だから、それでまた周知させるにおいたところで、高野課長、それ僕が議会でも話しましたよね、たしかあのおとき。190万だったと思いますが、違いますか、その数字は。600万じゃないですよ。600万なんていったら、誰もいないよ、そんなの。議員さんは大体、最高限度額払っていると思いますよ。

（発言する者あり）

○議長（土屋 博君） 福祉健康課高野課長補佐、答弁願います。

○福祉健康課課長補佐（高野秀男君） ちょうど山口議員とその最高限度額のお話をしたときに、ちょっと私の説明が、第5期の最高限度額のお話と第6期の最高限度額の話の違いのほうを、一緒に多分話した中で、思われているかと思うんですけども、去年は第5期までの最高限度額で、9段階まであったんですけども、そこで一番高い方は合計所得が290万の方が一番最高ランクで保険料を取るようになっていました。ことし、それで第6期計画になって、第15段階の方は一番高い方ですと所得が600万円以上の方になったということです。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案原案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第4、議案第69号 平成27年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

次に入る前に一言、先ほど八丈町の一般会計補正予算が可決いたしました。教育課長から申し出がございましたので、発言を許可したいと思います。よろしいですか。

9番の幸子議員の22ページのコミュニティセンターの管理費の中で、答弁が間違っていたということでございますので、許可いたします。

教育課長。

○教育課長(福田高峰君) 申しわけありません、9番、幸子議員の答弁の中で、入札を済ませたと申しましたけれども、12月7日に入札を行うということで、工期まで2月27日までですけれども、テニスコートの利用者には、多少利用の制限はかけることにはなるかと思いますが、病院の入院患者さん等にも配慮した形で、速やかに実施したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長(土屋 博君) 9番、よろしいですか。

○9番(奥山幸子君) はい。

○議長(土屋 博君) 休憩いたします。

25分まで。

(午前10時07分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時25分)

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、議案第70号 平成27年度八丈町国民健康保険特別

会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 資料番号2番、介護保険の次になります。薄紫色の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第70号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,972万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入につきまして、補正額の項目を中心に説明いたします。

4款1項1目療養給付費等交付金1,630万5,000円の減、こちらサラリーマンや公務員出身者の退職者65歳までとなりますが、そちらの方の医療費等の実績に基づいて、社会保険診療報酬支払基金からの通知により減額いたします。

9款1項1目一般会計繰入金926万6,000円の増、こちら保険基盤安定繰入金等法定の繰入金を増分ということでございます。

その下、11款1項1目一般被保険者延滞金43万8,000円の増、保険者の保険税延滞金でございます。

下のページ、同じく11款4項5目雑入163万9,000円の増、こちら歳出の返還金の増額分等に対応するためのいわゆる赤字分となります。

歳入合計、補正前18億6,468万8,000円、補正額496万2,000円の減、計18億5,972万6,000円となります。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましても、補正額の項目を中心に説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費10万円の増、eAD2の課税関係のシステム改修委託料でございます。

2款1項、こちら1、2、4目と計上してございますが、合計して456万6,000円の減、いずれも医療費の実績による、見込みによる増減となります。

その下、2項高額療養費290万の減、同様の理由でございます。

下のページ、3款1項1目後期高齢者支援金32万7,000円の増、こちら実績により社会保険診療報酬支払基金からの通知により増額するものでございます。

その下、11款1項1目一般被保険者保険税還付金150万の増、過年度の一般被保険者保険税還付金でございます。

その下、3目償還金57万7,000円の増、平成26年度実績に伴い返還するものでございます。歳出合計18億6,468万8,000円、補正額496万2,000円の減、計18億5,972万6,000円。

なお、6番議員が9月議会におきまして尋ねられたジェネリックの使用割合につきまして調べたところ、八丈町国保においてのシステム上、その割合を求めることができませんでしたので、島内の薬局に直接お尋ねしました。7月から9月の3カ月のジェネリックの使用率は60%前後というところではございました。なお、全国平均市町村国保、4月時点ですが、59.8%ということではございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 歳入のほうなんですけれども、これ4ページの延滞金が入っておりますけれども、これだけ保険料とともに徴収が進んだということで理解してよろしいですか。

○議長（土屋 博君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 昨年度の実績から言いますと、78万のところになっておりますので、実績的には増えております。それも徴収のやり方としましては、税金を入れた後に延滞金を徴収しますので、率的には増えているということになります。

（奥山（博）議員「わかりました、頑張ってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第5、議案第70号 平成27年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第6、議案第71号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) ただいまの国保の次になります。緑色の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第71号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成27年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,554万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、起債の目的、合併処理浄化槽整備事業債、補正前限度額1,750万円を補正後限度額1,730万円にいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更がございません。

7ページをお願いいたします。

歳入について、補正額を中心に説明いたします。

1款1項1目設置費分担金354万3,000円の増、こちら業務用浄化槽分担金の14基分でございます。

その下、2款1項1目使用料163万円の減、こちら設置基数の減に伴い減額するものでござ

ざいます。

3款1項1目施設整備費補助金728万円の減、昨年度の実績に伴い本年度で調整いたしますので減額となります。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目施設整備費補助金5万2,000円の減、今年度の見込みにあわせて減するものがございます。

その下、5款1項1目一般会計繰入金832万9,000円の減、こちらも今年度の見込みにあわせて一般会計からの繰入金を減額するものがございます。

その下、7款3項1目雑入643万3,000円の増、増高経費、浄化槽設置申請者負担分でございます。

その下、8款1項1目下水道事業債20万の減、本年度の設置見込み数の減に伴い減額するものがございます。

歳入合計、補正前1億305万6,000円、補正額751万5,000円、計9,554万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出についても補正額を中心に説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費61万円の増、職員の異動に伴う人件費が主な増要因でございます。

その下、2款1項1目浄化槽管理費68万8,000円の減、法定検査や保守点検委託料等、設置基数減に伴い減額するものがございます。

下のページ、3款1項1目浄化槽整備費735万円の減、こちら工事請負費につきましても設置基数の減により減額いたします。

その下、4款1項1目利子8万7,000円の減、こちらは前年度の実績に伴い下水道事業債の利子を減額するものがございます。

歳出合計、補正前1億305万6,000円、補正額751万5,000円の減、計9,554万1,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この予算書をちょっと見ると、なかなか浄化槽が進んでいないという感じを受けるんですけれども、新築に関しては100%入っていますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 建築基準法に伴い、それを建築基準法の当たるやつは、例えば改装でも当たらないのはあるんですが、新築のほうはほぼ建築基準法の適用になりますので100%になるかと思っております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これは要望ですけれども、地道に頑張って浄化槽の設置戸数が増えるよう、努力をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） ちょっとお伺いします。

歳入の使用料ですけれども、163万円の減額になっていきますけれども、設置基数の減少に伴いという説明でしたけれども、それだけ家がなくなっているということでしょうか、それとも予定に設置が達しなかったのかということでしょうか。説明だと、設置基数の減少とおっしゃったので、そこだけちょっとお願いします。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今、6番議員がおっしゃった後者のほうですね、当初見込みで、例えば26年度50だったのが38ということ、27年度についてもやはり、まだそこに至らないということ、設置基数が見込みより減していますので、その分、使用料も減るということがございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 8ページの雑入についてお伺いします。

予算が33万2,000円で補正が640万円ですけれども、この浄化槽設置申請者負担分ということで、申請者を多く見積もっているのでしたらば、実際少なかったわけですから、ここで補正されるはずはないと思うんですけれども、なぜこのような予算措置になったのか、来年度分も雑入、初めは少なく見込んでおいて、結果として増えましたとして上げるのか、その辺、どうしてこういうことになったのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） こちら当初、増嵩経費が発生するかどうかというなのは、あくまでも工事費、私ども国庫補助基準額よりオーバーした分というような形になりますので、やはり実績を見ないとわからないということで、その後に増額というような形で補正をいたしております。

当初、幾らあるかわからないということがございますので、当初のほうは少な目になって

しまうんですが、その実績に伴い、こちらのほうは逆に増額していくということでございます。

(発言する者あり)

- 住民課長（佐藤真一君） 国庫補助基準外の工事が伴ってまいりますので、そちらの分というところでございます。
- 議長（土屋 博君） 1番。
- 1番（沖山恵子君） それは、さっき事業所がたくさんつくりましたとおっしゃっていましたが、要は大きな浄化槽をつくった人がいっぱいいたということなんですか。
- 議長（土屋 博君） 住民課長。
- 住民課長（佐藤真一君） 工事の国庫補助基準額というのは83万7,000円と決まっています、そこからはみ出し分というふうに考えていただければと思います。5人槽の場合はですね。
- 議長（土屋 博君） 1番。
- 1番（沖山恵子君） 例えばそれは、最初に、ことしは30戸つくるといいますよね、そのときに見積もりはこれぐらい、はみ出す人が10人ぐらいいて、普通の人が20人ぐらいいて、だから10人分は予算を組んでおこうかなとかというものではないんですか。やっぱり結果を見なきゃわからないものなんですか。
- 議長（土屋 博君） 住民課長。
- 住民課長（佐藤真一君） こちらの補正予算は、その結果を見てということで計上させていただいておりますが、そういったご意見を賜って、来年度当初で少し考えていきたいと思っております。
- 議長（土屋 博君） 1番さん、一回削っておいてまた増やすということは、なかなか会計上まずいわけですよ。だから年度中に、12月なら12月前にその3月の決算まで行くように、大体、これ以上はもうないということであれば、今12月の時点で、もう今後3月まではないというふうな形で切ったと思いますから。そういうふうな理解をしてください。これは、一回消して、減額して、また上げたりすることは違反ですから、その辺がちょっと会計上残るわけですから。理解してください。
- 11番。
- 11番（山口英治君） 課長、これは国費がつくわけだ。そしたら奨励をしなくちゃいけない、どうしても水増し予算とは言わないけれども、ある程度、多目の予算を組んでいて、補正というふうな形になるのが現状じゃないんですか。

何か変ちくりんな答弁じゃなくて、事実関係というのは、当初やはり国庫補助がつくわけですから、当然、国の姿勢は早く上げなさいと、早くやりなさいという意味をもおいて、当初予算はある程度増額、見込みといった。

当初予算組むときは、全ての予算、全て見込みでやるんですけども、この件については、割とその部分が見え隠れしているように僕は思って、ある意味で、評価するしないは、いろいろなところでそれは違うんですか、ある程度、当初予算においては水増しとは言わないけれども、できるだけこれだけやりたいという希望の数字を当て込んでいるんじゃないんですか。違いますか。

○議長（土屋 博君） もう一度。住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 歳入の増額ということでございますが、やはり工事实績に伴ってしか、こちらの増嵩経費というのがわからないというのが実情でございます。

当初予算で、入るであろうという入りのほうで、なかなか行政として過大に見積もるといのがちょっと困難であるということをご理解していただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 財政課長、企画財政課長、お尋ねするのだが、やはり国の指導もあると。

前年も補正を組みました。ことしじゃなくて去年も。そのときの答弁は、やはり国のいろいろ目的、目標値があるから、それを定めた意味で当初予算では、その目的を果たすために頑張るという意味において、ある程度、水増しと言っちゃおかしいけれども、目標を達成するための数字であるということで、去年もかなりの補正のあれになりましたよね。企画財政課長、違いますか。

ことしも、ある意味ではそういうことで、この補正についてどう考えるかは、評価するしないはある程度しようがないのかなと僕は思うのだが。

町長どうだって、それ。

国の指導があるんでしょう、あれは。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 1番議員に言いますけれども、基準があって、その基準外のは受益者が負担するんですよ。それはわかりますか。そういうことで、もし坂上ばかりだと岩が出ない場所とかは基準内でできるかもしれません。それが坂下の人が多く申請すれば岩が出たり、あと配管を長くしない場合は負担が出る、そういう部分で、この600万というのは

ひど過ぎますけれども、そういう意味で、見積もりはやっぱりある程度しないとですけども、そういう部分の負担ですので、この600万はちょっとひど過ぎますので、その辺はある程度、見積もらせますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず当初の基数というのが計画で、もう都に提出してございます。平成32年度ぐらいいまでですか。31年度まで。その基数に基づいて一応、当初は予算措置するということでございます。

（山口議員「それを言っているの」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） それで、その例えば50、目標でしているのが……

（山口議員「目標は大きく立てるんだよ」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 立てているんですが、実績が38とか39とかということで、足りないということで、申しわけないですが、減額ということでございます。

あと、先ほどの雑入640万のうち、26年度の分が21基分入っているということで、27年度8件分と合わせて、640万ということでございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 来年度の当初予算も、その何基目標、数値というのは、ある意味で目標という形でやるわけですから、これを減額して、実績で当初予算組むのは問題だろうかと僕は考えているわけですよ。

ですから今回、そういうあれが出たにしても、来年度予算においても、目標値を定める意味では、ある程度の目標値だから、実績がそれに伴えば最高なんだが、そういうことの意味で、来年度の予算編成のとき、今回の実績において予算編成するというのではなく、あくまで目的を持って、目的地の数値、国庫予算がつくわけですから、それを言っているんだよ。国の予算がつく場合には、あくまでそういうふうに進捗状況がどうかと、そういう意味では急げと国からもたたかれるわけですから、そういう意味では、当初予算においては、今回のこの数値を見て、普通だったら予算というのは、今回の数値を見てばあんと減額しなくちゃいけないんですけども、これはあくまで国家予算がついているから、そうじゃなくて、目的の数値を掲げてそのために努力をすると、そういうことで、来年度予算も今までどおりにやってもらわないと困るということをお願いしたい。要望です。

○議長（土屋 博君） 要望ですかね。はい。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、今ので、26年度分が入ったということで納得いたしました。

この後多分、決算をやるんですけれども、そこで26年度請求し忘れて収入0ですというのがございましたので、もしかして、予算の段階から請求するということを考えていなくて、予算立てもせず、請求もせず入らなかったのかなと余計な勘ぐりをいたしました。26年度分が入って、今年度分が入っていますよということで、この金額になったということでしたら納得いたしました。

ありがとうございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 初歩的な質問なんだけれども、教えてほしいんだけれども、個人の浄化槽の設置と、それから事業者の設置とは、人槽で違うわけなんだけれども、その個人は大體、個人は幾らで、その基本的な数字がね、事業者は幾らなんですか。その何人槽によっての区分けがあるんだろうけれども。ちょっとそこを教えて。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 区分けのほうは、槽の大きさということでございますので、例えば事業者でも、少ない事業者さんでしたら5人槽ということは当然あり得るわけでございます。そちらのほうの補助金が83万7,000円まで、一般の方は国庫補助基準内ということですが、例えば事業者さんは、そのうち1割は分担金として必ずもらいますよということになっております。

あと、百二十何万円分の83万何千円が国庫補助基準額で、町単独で40万の浸透枡分も補助しているというのが一般家庭。83万7,000円の事業者は、8万3,700円は1割負担していただくほかに、浸透枡分は自己負担ですよということでございます。

○議長（土屋 博君） いいですか、7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、小規模の事業者の場合には、その個人槽と同じ5人槽の浄化槽でも構わないのかということと、ただ、負担が違うわけだね、個人は0だよ、負担はね。だけど、83万円以内の、以内でできる場合はね。

○議長（土屋 博君） はい、説明させます。

○7番（菊池睦男君） ちょっとまだあるから、質問が。一緒にやってほしい。

それで、5人槽の場合は1割の負担をして、かつその浸透槽も負担するということになるわけですね。じゃ、事業者はかなり個人と違って、多額の負担をしなきゃいけないというこ

とになるわけですね。

○議長（土屋 博君） それじゃ、もう一度、丁寧に説明して。

住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 先ほども申しあげましたように、標準工事費というのが120万と、国庫補助対象額が83万7,000円、5人槽の場合です。ほとんどの一般家庭の方はこちらの基準額におさまって自己負担がないと。事業者の方は、先ほど睦男議員もおっしゃったように、8万3,700円、あと120万から83万7,000円を引いた金額を負担していただくということで、当然、事業者のほう負担は多いということでございます。

（菊池議員「それから浸透槽も出すわけでしょう」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 浸透槽含めて120万の設置工事費という意味合いです。

個人の方は、浸透枘も入れて、大体、標準設置工事費が120万になるんですが、浄化槽分が83万7,000円、浸透枘、40万弱という金額で、大体120万におさまるんです。

（菊池議員「すると合計幾ら負担するんですか、事業者は」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 8万3,700円と120万から83万7,000円を引いた金額になります。

（菊池議員「だから幾らになるの」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 36万3,000円と8万3,000円ですから、四十何万ですね。

○議長（土屋 博君） よろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第71号 平成27年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第72号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、書類番号3をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第72号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、平成27年度八丈町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

（「5条以外の文言は省略」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

こちらは変更でございますが、水道施設整備事業、こちら補正前限度額が2億4,450万円、補正後限度額1億9,470万円になります。

こちらは都道工事に伴う配水管の布設工事が取りやめになったことによる減額となります。

次のページ。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

支出、水道事業費用、営業費用、原水費でございますが、こちらは主なところといたしまして動力費173万9,000円の増となっておりますが、例年並みの電気料になりつつありましたけれども、大川浄水場へ送水をする根田原浄水場ですね、こちらの運転が増えたというところでの増となっております。

次に、浄水費でございますが、114万4,000円の減、こちらにつきましては、委託料におきまして高度浄水、つまりろ過膜の薬品洗浄の委託の減でございます。

次のページをお願いいたします。

動力費37万1,000円の減でございますが、こちらは各浄水施設の動力費の減というところでございます。

配水及び給水費5万5,000円の減でございますが、こちらは手数料の減でございます。

4業務費210万8,000円の減、こちらの主なものといたしましては、委託料の水道の集金検

針の委託料の減、水道料金のシステムの改修、それから産業廃棄物の処理の委託の減というところでございます。

総係費180万6,000円の増、こちらにつきましては法定福利費の増。それから次のページ、退職給付費、こちらは負担金の増というところでございます。

続きまして、営業外費用、消費税でございますが162万円の増、こちらは消費税納付額の増でございます。

特別損失、過年度損益修正損、こちらが29万7,000円の増となっておりますが、過年度分における漏水等での減額というところでございます。

続きまして、資本的収入及び支出、次のページになります。

資本的収入、企業債、こちらが4,980万円の減、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、配水管布設工事の取りやめによるものでございます。

都支出金、都補助金でございますが3,102万1,000円の増、こちらは坂上、坂下における老朽管の更新、それから機器の更新の工事の補助金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、資本的支出、建設改良費、配水施設費でございますが1,071万2,000円の減、こちらの大きなものとしたしましては、先ほどから申し上げておりますが、工事の取りやめ分と入札の差金の合計したものでございます。

坂下地区上水道整備費456万4,000円の減でございますが、こちらのほうも工事請負費が入札の差金の減ということになってございます。

以上で水道事業の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） すみません、今説明にはなかったんですが、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書というところをごらんください。

私なりに一生懸命、今回いただいた資料を読みまして、これがことしの4月から3月31日までの予定ですよということでここに示されていると思うんですけども、自分なりに解釈して、結果こうなるんじゃないかなと思いましたが、ちょっと聞いてください。その上で、ちょっとご意見をお伺いしたいと思っております。

大きな項目の1番のところ、業務活動によるキャッシュ・フローというところで、水道事業で利益が640万円ありましたと、1年間やって640万円収益がありましたよ。

次2番のところ、投資活動におけるキャッシュ・フロー、事業は640万円収益あるんですけども、結局いろんな配管工事に4億7,000万円かかりましたと。それで、国からの補助金と一般会計からの繰入金、補助金2億6,000万円と借金を2億円していますね。あと一般会計から1億円借りて、その4億7,000万円を補填しましたと。結果的に、でも借金が1億円あったので、1億円借金返しましたと、

(菊池議員「議長、結局質問は何ですかというふうに言ったほうがいい。中間の本人の解釈なりそれはさておいて、この場では質問をするように」の声あり)

○1番(沖山恵子君) はい、質問します。

結局、何を言いたいのか。収益が640万円ありました。4億7,000万円、それを上げるための水道管布設工事にかかりましたと。補助金とか借金とか繰入金を入れて、それを賄いました。でも結局、1億円足りません。1億円の赤字です。

一番下のところで、4月に2億5,000万円ありましたけれども、最後は1億5,000万円になりますよとあります。ことし1億円の赤字でしたよ、手持ち金が残る1億5,000万円ですよと、あと2年たったらどうなるんですかと、このままで水道事業いいんですか。

例えばどうしたらいいのかなということやちょっと、どういうふうに管理者はお考えになっているのかなと、今まではあれです。特別予算というのは一般会計から繰り入れしてもいいと思うんですけども、これ企業会計ですから、一応、収益を目的として、とんとんでやるのが一番いいのじゃないかなと思うんですけども、その辺、企業管理者はどうお思いになっているのかなというところをちょっとお伺いしたいと思って質問しました。すみません、長くて。

○議長(土屋 博君) 企業管理者。

○公営企業管理者(關村三男君) この数字が直近、来年3月までの見込みなんですけれども、この数字がもっと夢ある数字で申し上げることができればよろしいんですが、現実はどういうふうな形で、非常に厳しい中で運営をやっている状況というふうに理解していただいていると思います。

その残高が少なくなっていくということを考えていきますと、いずれかの時期に水道料金の値上げ等も当然考えていくということにはなるかと思うんですが、現時点の、ことしの

28年度末につきましては、このような形でのキャッシュ・フローといいますか、そういうことが読み取れる状況になってございますので、タイミングを見ながら、とにかく先に進めていくことをしながら、4条予算でやるべきものも当然やりながら、事業は進めていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 今、補正の段階ですけれども、これから当初予算を組まれると思うんですけれども、なるべく早急にいろんなことを考えていただいたほうが将来のためにいいのではないかなと。今テレビとかでもやっていますけれども、全国的に水道管布設して30年、40年たって、あちらもこちらも漏水していますと。八丈もそうだと思うんですね。うちの近くも漏水して、地面から水道が噴き上げているんですけれどもと電話したことあるんですが、結構、八丈もそういうこと多いと思うので、毎年1億円の赤字ですと本当にもたないと思うんです。

一般会計もかなり厳しいと思うので、入れるにしたって、そこのお金もないんですから、町としても早急にご決断いただいたほうが、住民の方にとっては値上げは大変なことですが、ちょっとそれを早急にお考えいただきたいなと思います。これは要望です。

○議長（土屋 博君） 要望だね。

11番。

○11番（山口英治君） 管理者ね、この水道事業会計1億とか、誤解されているみたいだけれども、毎年1億が赤が出るとか。そういうことじゃなくて、独立採算でやっているわけですから、そこいらの部分、起債の問題から何から丁寧にやっぱり説明してあげないと、問題があると思いますよ。

今、例えば4条予算の話も出たんですけども、そこいらも非常にわかりにくい部分で、例えば近隣の問題にしても何にしてもいろいろありますし、それにも交付金措置がありますし、また、起債の部分でも、例えば支払った部分の7割とか8割とか、ものによって違うので、そういう部分で、ただ単に1億の赤字とか言われて、はい、そうですかと言うわけにはいかないでしょう、管理者。

今現在、一般会計からお金を借りている金額がどれだけだとか、それは単年度では借りても、それは返済するわけですから、あくまで独立採算でやって、水道事業会計赤字はないはずだと思うんだが、どうですか。赤字なんてとんでもない話だよ、とんでもない誤解していると思うんだが、そこいら、ちゃんと説明してくださいよ。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

（山口議員「毎年1億も赤字になったら、そんなむちゃくちゃな話ないでしょう、説明ちゃんとしてあげないと、だめだよ、議会をそういうふうにしちゃ、説明してあげないと。何が1億の赤字だよ、それをそのままこれで議事録に載るぞ」の声あり）

○議長（土屋 博君） ちょっと待ってください。

（山口議員「1,200万、1,600万だか、ちゃんとあれしているでしょう、一般会計から出している金もそれは独立採算からでしょう」の声あり）

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 先ほどの数字のところは、ちょっと数字の誤解があるといえますか、26年度におきまして、単年度で三千数百万だったというふうに思っておるんですが、内部的な数字の動きといいますか、その動きの関係で、こういうふうな数字が見てとれるというふうな形でございますけれども、とにかく内部で進めながら、それでちょっと舌足らずになってしまいますけれども、とにかく努力しながら仕事を進めていくようなことで考えてございます。

（山口議員「ちょっと説明してあげないと」の声あり）

○議長（土屋 博君） それでは、経理係長、大澤知史君。

（山口議員「まず、独立採算でやっているということだけはちゃんとしないと、一般会計がどうのこうのしたら何億も金借りているはめになっているわけ」の声あり）

○議長（土屋 博君） 答弁願います。

○企業課経理係長（大澤知史君） まず、決算の話なんですけれども、山口議員おっしゃったように、平成25年度まではずっと黒字で来ました。ただ26年度の、この間の9月の議会で3,400万の赤が出ております。それで、今年度のこの間の定期監査で見込みを出したんですけれども、そのときも2,000万近い赤が出るということで、この一、二年で経営状況がちょっと悪くなっているというのは事実です。

先ほど現金の話で、確かに1億円現金は減っておりますけれども、これは赤字ということではなくて、現金が減っているというだけの話であって、その要因がこのキャッシュ・フローの5ページですね、1番、業務活動によるキャッシュ・フロー、この中段あたりに、未払

い金が1億2,400万減っております。未払い金が減るということは、お金を払っているということですので、その分現金が減っているということですので、この現金が減ったから経営状況が赤字だということではございません。

ただ、平成26年度の時点で3,400万の赤が出ているということで、経営が悪くなっているのは、それも事実ですので、この1億円がそのまま決算の赤字ということではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 今も町長、正直言って、水道事業の話をする、すぐ値上げの話になるかと思って、公共料金の値上げは極力避けたいものなんです、実際、人口は、我々が議員になったときは1万以上いました。そういう中で、今の施設、やっぱり資本投資したのも維持管理しているのはある。ただ、今8,000弱水道の利用料もすごく減ってきて、いろいろ値上げの話もそろそろ出るのかなと。それ以上に心配している、今、係長がお話したようにそういう状況の中では、やはりこれは独立採算、公営企業は全て独立採算ということで、病院もそうですが、バス事業会計も赤は赤として、だけど今まで水道事業会計は独立採算でやってきたわけですが、実際、非常に今、厳しい状況。この状況を町長はどう見ているのか。ちょっと町長を応援するような話になるかもしれないが、公共料金はできるだけ値上げは抑えていただきたいのは本音ではございますが、いろいろ鑑みると難しいのかなと、実際。

それでもし、値上げとかそういう議論が出るのはいつごろになるのか、非常に今厳しい状況だと思います。現実問題、黒だったというか、前、一般会計が1億一千何百万、それは独立採算で起債の部分とか近隣の問題とかで、4条予算に600万だかして、あとは600万自由に使える金とかいうふうになっているわけですが、町長、どうですかね、現況は。これはあくまで長の判断になるものだが、公共料金は絶対に上げないんだと、私の町政時代は。そういう覚悟があるのかどうか、一般会計で面倒見てもいいんだというんだったら、それはまた別だが。

○議長（土屋 博君） 町長。

○町長（山下奉也君） 全体的に公営企業は赤字でございます。

ただ、水道料金を上げるとまた滞納が増えます。そういう意味で、気持ちとしては上げたくありません。そういう中ですけれども、また大川のほうは相当な数字の工事が出ます。そういう部分も含めて、本当に水道事業、今から大変になることは理解しておりますけれども、

やっぱりある程度、使用料が増えれば、またこれはすぐ解消する部分だと思います。この今の数字の何千万という部分ではです。

そういうこともありますので、できるだけ坂下の人は畑に水をまいてもらうとか、そういうふうに、本当に、公営企業もですけれども、私が一番頭が痛むのは国保です。国保が東京都へどうなるかで、そういう部分で国保の部分が解消すれば、ある程度先が見えてくるのかなということがありますので、そういうバランスを見ながら判断していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(山口議員「わかりました」の声あり)

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第72号 平成27年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第73号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） それでは、ピンク色のページの次、2枚めくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

説明の前におわび申し上げます。

お願いですが、手元にA4の1枚ぺらのものを訂正でお願いをするところですが、1ページの第2条のところですね、平成27年度八丈町水道事業会計とございますが、こちらは申しわけありません、一般旅客自動車運送と直していただければというふうに思います。申しわけありません。よろしく願いいたします。

それでは、予算の説明のほうをさせていただきます。

議案第73号 平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則、第1条、平成27年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次の定めるところによる。

(「第6条の資産のほかの文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。

次のページをお願いいたします。

重要な資産の取得及び処分、第6条、予算第9条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産の部分でございますが、名称、貸切中型バス(中古車)こちらの購入を加えたいと思います。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入。自動車運送収益、営業外収益、長期前受金戻入、こちら99万6,000円の減でございますが、減価償却に係る減でございます。

特別利益、過年度損益修正益、こちら72万7,000円の増。こちらは前年度シルバーバスの運賃補償分でございます。

続きまして、支出。自動車運送事業費用、営業費用、減価償却費7万7,000円の減。有形固定資産の減価償却でございます。

運輸管理費5,000円の増、こちらは職員に関するものでございます。

一般管理費117万円の増、こちらは退職手当組合等の負担金の増によるものでございます。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費でございますが6万4,000円の減。企業債利息の減でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら失礼しました。消費税13万3,000円の減。消費税納付額の減でございます。

特別損失、固定資産除却費81万4,000円の減、車両の除却費でございます。

資本的収入及び支出、支出でございます。

資本的支出、建設改良費、固定資産購入362万円の増。こちらは先ほどご説明いたしました貸切中型バス車両の、中古車の車両の購入費でございます。

企業債償還金、企業債償還金、こちらにつきましては3万円の増となっております。
以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） シルバーパスの運賃補助が出ていますけれども、これ前年度分なんだけれども、前々年度、今までに比べて減っています、増えています。調べれば済むことだけれどもどうです。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） シルバーパスを購入されている方ということでよろしいでしょうか。

○10番（奥山博文君） はい。

○企業課長（沖山 昇君） 変化は余りないんですが、今現在、今度の日曜日にもありますけれども、高齢者演芸大会とか、それからグラウンドゴルフ大会、それから健康教室、そちらのほうに一応出向きまして、購入のお願いをしているところでございます。

そこで、今年度は若干でありますけれども、そういった訪問先での購入をしていただいている方というのが、それをきっかけで購入をしていただいている方というのが増えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） そこへ申込用紙持って行っているのですか。

はい。じゃ、いい。

○議長（土屋 博君） 10番さん、この高齢者が6日にあるんですが、その会長さんから私のところへも要請がありましたので、できればシルバーパスを購入するよということ、お願いはしておきましたが、1,000円で買えるわけですから。

（奥山（博）議員「議長も持っていますか」の声あり）

○議長（土屋 博君） 持っていますよ。

（奥山（博）議員「高いだろう、議長は高いわけだろうが」の声あり）

○議長（土屋 博君） そうよということ、できれば高齢者の方々については、小澤さんも該当

者でございますので、できれば買ってください。一応そういうことで。

そうすれば、大賀郷の公民館かどこかで会議もありますよね。それにとめてくれというよ
うなきついことがきたので、まず先にシルバーパスを買ってくださいと、全員持っているん
だから、そういうことでできるだけ各地区の会長にもお願いするように話しておきましたか
ら。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第73号 平成27年度八丈町一
般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第9、議案第74号 平成27年度八丈町病院事業会計補正
予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) それでは、水色のページと次のページ、2枚めくっていただきま
して、下の1ページ目をお願いいたします。

議案第74号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則、第1条、平成27年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) はい。

次のページをお願いいたします。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

恐れ入ります、10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

支出でございます。病院事業費用、医療費用、給与費1,970万7,000円の減、主に給料の減でございます。

経費945万5,000円の増。こちらにつきましては、賃金が臨時の助産師等の賃金の増、それから看護師の紹介の手数料、こちらが1名分でございます。

次に委託料、労働者派遣とありますが、こちらは看護師を2名派遣をお願いしております。こちらの分の増というところでございます。

管理費285万5,000円の減、こちらは下のページになりますが、負担金等の減というところでございます。

それから医業外費用、消費税2万9,000円の減、消費税納付額の減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） 事務長、前にも話したと思うんだけど、病院の血圧計のことなんだけれども、ぜひ買いかえるときは、数字が濃くて大きいやつ、三根出張所へ行くと、本当見やすくていい血圧計だなと思うんだけど、病院は薄くて小っちゃくて高齢者には結構きついんじゃないかなと。最近、母を病院で付き添いで連れて行くようになったものだから、ちょっと気がついたので、ぜひとも血圧計購入の際には、何とかそういういいやつというわけじゃないけれども、レシートの数字がでかく見えやすいやつを購入していただきたいと思いますので、どうですか、要望なんだけれども。

○議長（土屋 博君） 要望でいいでしょう。

○10番（奥山博文君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 私も最近、病院に行くことが毎日のようになんですけども、その中でいろいろちょっと伺った話で、以前そういう説明があったかもしれないんですが、夜間、今の空調、温度の管理というのは、例えば今、非常に季節柄、寒い日もあったり暖かい日もあったりするところで、夜なんかはぐっと温度が下がると急に暖房とかそういうことが入れ

られるシステムなのか、1回それを入れてしまうとなかなか大変なシステムなのか、どういうふうなシステムになっているか教えてください。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 現在の病院のシステムですと、冷房と暖房を切りかえてしまいますと冷房を使う時期は冷房だけ、暖房を使う時期は暖房だけということになっておりまして、今現在を例にとりますと、午後9時から午前9時までは暖房が入るように、昼間は暖かいので入らないようにというふうにタイマーで調整をしております。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ということは、もう一回入っちゃうと、もとに戻さないということなんです。でも、それはそのときの気温によって調整していると。

今、夜間は暖房が入っている状況と。

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 事務長、病院が今、業務係長1名欠員ですよ。大丈夫ですか、業務のほう。あの病院で業務係長が1名欠員になると、相当仕事が大変だと思うんだけど、大丈夫ですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 今回補正予算でもお願いしておりますけれども、その分を臨時の職員、臨時の事務員を雇い上げることで対応しておりますし、私が業務係長の仕事をかわってやっておりますが、大丈夫とは言えませんが、何とか頑張っている現状でございます。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 眼科の話ですが、白内障の問題。いろいろもう実績も上がってきて、なかなかあれだと。総務省とか過去においては、不採算のものを何でやるんだということいろいろあって、今現在こういうふうにしてやって、非常にお年寄り、いろいろ白内障、東京まで行かなくちゃならない人、下手したら、こっちだったらちょっとしたのが、長引いていけば高額医療になって、結果、先ほども町長が言うように、国保が大変だというような話もあって、一般会計、今は連結決算ですのでね、特別会計の。そういう意味なんですけど、どうなんです。不採算部門だということに決行したら、そうでもないような気がするんですが、現実問題どれぐらいですかね、その経費からあれから引いて、実際、数字として。決算は9

月だったんだが、どうですか、見込みとしてでも。感触でもいいですから。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 手術だけのということではなくて、年間の決算……

（山口議員「全体」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） 定期監査の資料でいきますと、今年度は経常利益で1億2,000万ほどの赤字を見込んでおります。ただし、これは昨年度並みに一般会計にお願いできるとなれば、これは昨年よりもまだいい数字ということになっております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） そこいらはわかるんだよ、全体の話。

全体じゃなくて、眼科があるでしょう。呼んで、総務局の人や昔いろいろ、水野さんらもいろいろ努力されて、その実現になったんだが、いわゆる不採算ものを何で持ってくるんだというようなお叱りも受けながらにしても、その白内障の手術を八丈でできるようになった。機械も5,000万ぐらいでしたかね、あれ仕入価格は。そして、あと向こうから先生をお願いして、こっちで手術をやるようになっているんだが、その不採算部門、その眼科の白内障のその部分に限っての不採算というか、非常に心配されたわけですが、僕も心配したんですが、現実問題どれぐらいの、その部分に関しては赤が見込まれるのかなということを知る範囲で。

○議長（土屋 博君） じゃ、わかる範囲で。

事務長。

○病院事務長（和田一宏君） その眼科の医療機器の4条予算で購入した減価償却等を除いた数字でしか言えないんですけども、

（山口議員「減価償却はなしだよ、だって補助金でもらったんだから減価償却ないじゃん」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） 2カ月に一遍、15人ぐらいを今行っておりますので、その部分に関しては、旅費、人件費を差し引いても、当然黒はある程度は出るという形で考えております。

○議長（土屋 博君） 11番。

○11番（山口英治君） 当初この問題は非常に、病院そのものが赤字で、正直言って、東京都からもいろいろ支援を受けていたわけですが、それだけ、やっぱりその白内障の問題、もう頭から不採算部門だということで、僕も非常にそこは心配したんですが、不採算じゃな

くて黒が出るような状況。

というのは、当初はその手術する数字がすごく少なかったような、年間通じて、計画の中で3月に1回とか4月に1回とかという、でも今はかなり数が多いというように考えたので、それほど不採算じゃないのかなと思って質問したわけですが、もしそういうことであれば、非常にこれは喜ばしいことであって、非常に今までの懸案事項が払拭されるわけですから、今後もこれはぜひとも続けていって。

黒字ということは非常にすばらしいことなので、ぜひとも。それだけまた白内障のこの手術をされる方、このことに関して、やっぱり非常にニーズがあったということで、喜ばしいことだと思うので、今後もこの問題、これは続けていってほしいと思う。これ要望ですから、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 臨時診療科目についてちょっとお尋ねしますが、臨時診療科目、10科目以上ぐらいはあると思うんだけど、正確には何科目あって、そしてその頻度、診療の頻度はどういうふうになっていますか。それぞれ別々、さまざまかもしれないけれども。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 臨時専門診療については、12科ございます。

頻度につきましては、それぞれの科によって違いますので、一概には申し上げられないところがございますので、その点をご理解ください。個々の診療の回数については、後でお尋ねいただければお答えできますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 特徴的に多い科目は月に何回ぐらい出て、それから少ない科目は月に何回ぐらいだと。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 多い科目ですと、例えば整形外科、これについては月4回。これは、日にちは変則的ですけども4回は診療ございます。

少ない科目については、循環器内科、これについては現在、診療人数も少ない関係もありまして、2カ月から3カ月に一遍ということになってございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 眼科はどのランクですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 眼科は、基本的には4回ということになっておりますけれども、これにつきましては、眼科の医師の都合もございまして、また、欠航等がありますと翌月に代診等がございますので、そういった関係で増減がございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） なぜ聞いたかといいますと、ある人から言われたんですが、その人、眼科についてなんだけれども、いろいろな事情があつて、結構受診者が多かった日だというふうに言うんだけれども、朝1便で来て2便で帰るといふようなことがあつて、非常にこなす患者数が少なかったというんですよね。

普通その勤務体系というのは、どういうふうになっているんですか。朝1便で来て最終便で帰るのか。あるいは前日から来て前泊して、翌日いっぱいやって、朝帰るのかと。いろいろドクターの事情もありますでしょうから、ずっと継続してやっていく上においては、その勤務体系というのは、いろいろ配慮しなくちゃいけないだろうというふうに思うんだけれども、どういう契約で働いてもらっているんですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 眼科に関しましては、朝の1便で来て2便で帰るということになっております。それは診療科によって、それぞれいろんな診療体制がありますので、変わってきますので、ご理解をお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 朝1便で来ると、10時に着いて……

（発言する者あり）

○7番（菊池睦男君） 9時か。

○議長（土屋 博君） 違うよ、8時半だよ。

○7番（菊池睦男君） 8時半か。

8時半に着いて、2便で帰ると……

○議長（土屋 博君） 2時20分。

○7番（菊池睦男君） 2時20分だね。それは、眼科のドクターの東京での勤務状況もあつてそういうふうになっている。個別的な理由ですか。今の話だと、もう1便で来て2便で帰るといふようなことなんだけれども。全体的にそうなんですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 先ほども申し上げましたように、眼科については1便で来て2

便で帰るというスケジュールです。ほかについては、例えば耳鼻咽喉科は週3日、1カ月のうち週3日やっておりますし、整形外科についても1便で来て2便で帰るパターンもあれば、土曜診療の場合は1便で来て1日診療をされて最終便で帰る場合もありますので、それぞれ科によって異なっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それで、実働をやっぱり長くして、待機者がいるような場合には、そういうような配慮ができないのかな。やっぱり契約だから、それは眼科についてはもう1便で来て2便で帰ると、その線は崩せないわけですか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 患者様の利便を考えて、我々もいろいろ交渉はしているところなんです、やはり眼科に関しましては日本医科大から来ておりますので、そういった医局との関係がございまして、なかなか我々の思ったようにはいかないのが現状でございますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃ、眼科のほかにも、1便で来て2便で帰るという科目は、ほかにもありますか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 先ほども申し上げましたように、例えば整形外科なんかの場合は1便で来て2便で帰る場合と、1便で来て最終便で帰る場合、これは各科によって異なりますので、そういう場合も、例えば神経内科の場合も1便で来て2便で帰るという形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 要するに患者の要望としては、極力その実働をやっぱり長くして、大勢の患者を処置してほしいというふうに思うわけですよ。いろいろな事情はあるんだろうけれども、そういうことはぜひ頭に置いて進めてほしいと、患者の立場に立ってね、よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 要望として受け止めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第74号 平成27年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

休憩いたします。

1時まで。

(午前 11時34分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第10、議案第75号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を上程いたします。

企画財政課長、説明。

○企画財政課長(佐々木真理君) それでは、書類番号の4番をお願いいたします。

議案第75号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、第9条第2項に基づき、町が講ずるべき適正な運用管理について必要な事項を定め、個人情報等の保護及び住民サービスの向上に資することを目的として本条例を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例ということでございますけれども、条文の朗読を省略いたしまして、概略で説明をさせていただきます。

個人番号、いわゆるマイナンバーは、番号法で定められるもののほかに、各市町村で定める条例の範囲で独自利用できることとなっております。町が独自に定めるマイナンバーの利用範囲でございますけれども、次のページをお開きください。

条文のつくり上、別表1から別表3として分けて載せてございます。重複する部分がございますので、別表の2で説明をさせていただきたいと思っております。

実施機関といたしまして、町長部局におきましては、一番上の児童育成手当に関する事務から、次のページ、裏面になりますけれども、上から3つ目の東京都重度心身障害者手当の支給に関する事務までの10の事務、また、教育委員会部局におきましては、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務と就学援助費に関する事務の2つの事務となっております。

これらの事務におきまして、特定個人情報でございますマイナンバーと、それぞれに対応する個人情報を利用できることにしております。

また条文のほうに戻っていただきまして、第6条のところでございますけれども、職員の責務ということをおうたっております。

従事する職員は、特定個人情報の保護のため、番号法その他の関係法令等を遵守すること。それから、利用は必要な範囲に限定しなければならないことを明文化しているところでございます。

説明は以上でございますけれども、この条例につきましては、来年、平成28年1月1日からの施行としているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第75号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第11、議案第76号 八丈町情報公開条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) それでは、ただいまの次をお願いいたします。

議案第76号 八丈町情報公開条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町個人情報保護条例の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため本案を提出します。ということでお開きください。

八丈町情報公開条例の一部を改正する条例。

八丈町情報公開条例の一部を次のように改正するというので、これの次にも関連はするんですけども、先ほどのマイナンバーの関係で、町の条例の改正があります。それに伴って、この情報公開条例の中で個人情報保護条例の条文を見なさいという、その条文があるんですが、それが変わることによって条の数が変わるところになります。ということなので23条というのを、今度新しく29条を見なさいよという、そういった改正になるということでございます。

附則、この条例は平成28年1月1日から施行するというのでお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第76号 八丈町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第77号 八丈町個人情報保護条例の一部を改正する条例を上程します。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第77号 八丈町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、八丈町個人情報保護条例において個人情報の取り扱い等に関する規定を設ける必要があるため本案を提出します。ということでまたお聞きください。

八丈町個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、八丈町個人情報保護条例の一部を次のように改正するというふうになってはいますが、こちらは非常に複雑な改正の仕方をしておりますので、概略をご説明したいと思います。

先ほど1番目のところの条例の部分でもあったんですけども、今回のマイナンバーということがつけ加わることによって、通常の個人情報にマイナンバーがくっつきやすくなるというのが出てきます。そうすると、いわゆる文言としては、通常の個人情報ではなくて特定個人情報という、そういった文言になります。これはマイナンバーがくっついたことによって、特定という言葉がくっつくという。

そうすると、この特定個人情報というのは、個人情報の一部ということに解釈されますので、今、既存の八丈町の個人情報の保護条例に、マイナンバー関係が加わってきますよというところが今回の条例の改正になります。

というところで、特定個人情報という新しい文言が追加をされたりとか、そのマイナンバ

一の関係の取り扱いということで条文がつけ加わったりということで、既存の個人情報の条例が、条がずれたりとか、新しい項目が加わったりというのが、今回の条例改正のポイントになりますので、よろしく願いいたします。

なお、附則というところをごらんいただければなんですが、基本的にはこの条例、平成28年1月1日からの施行ということになります。これはマイナンバーの関係が1月1日からということで合わせているんですけども、一部についてはこれからの話として、平成29年1月が今、国の予定になっておりますけれども、平成29年1月から、ご自分のマイナンバーがどんなところで使われたかというのをご自分で調べることができるようになります。

それに関しては、この平成29年1月を予定していますので、その施行日からの施行にしますよということがこの附則に書いてありますので、具体的には今、29年1月とは書いていないんですけども、国の今の予定は29年1月ということでご了解願いたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第77号 八丈町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第78号 八丈町用品調達基金条例を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） ただいまの議案第77号の次のページをお願いいたします。

議案第78号 八丈町用品調達基金条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町で使用する用品の購入、管理、供給を円滑かつ効率的に行うため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

条例の朗読は省略させていただきます、内容を説明いたします。

目的でございます。

庁内で使用する用品、現在のところ用紙類、封筒、支払いの書類につける伝票類の購入、供給、管理を効率的に行うための基金を設置するものでございます。

基金の額ですが120万円でございます。

施行期日は平成28年4月1日からということです。

これに伴いまして、八丈町用品会計については、平成27年度で廃止したいというふうに考えております。

用品会計は27年度で廃止いたしますけれども、27年度の収入、支出につきましては、今までどおり27年度用品会計として取り扱いたいということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

1番。

○1番（沖山恵子君） すみません、よくわからないので教えてください。

用品会計というのはなくなって、この基金条例ができたことによって、この会計はどこでやるんですか。一般会計の中かどこかに入るんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） こちらのほうについては、基金に120万円を積み立てまして、その120万円を使って、用品類、要は用紙とか封筒類を集中購買しまして、その基金の中で買ったものの中を各会計、一般会計、特別会計、企業会計も含むんですけれども、そこから購入して、基金のほうに購入した分は戻すということ、要は120万円を使って、用品を購入して供給して、それで回していくという形になります。

○議長（土屋 博君） わかりませんか。

もう一回、ちょっと丁寧に説明して。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 例えば紙を購入する。今までは特別会計で、要は用品会計というところで歳出予算、歳入予算があれば、歳出予算で購入というふうにしておりました。そして例えば、企画財政課で用紙を使いたいということになりますと、用品会計からその用紙を購入ですね。業者から購入するのは用品会計でございますけれども、実際使うときになって町の中で買うときには、各課ですね、一般会計、特別会計もいろいろありますけれども、その課に、目的に従って何に使うかによりまして、そこで用品会計から購入するという形になっておりました。その購入した分は、用品会計の収入になりまして、後で決算で出ますけれども、収入と支出は同額という形になっております。

そこを、用品会計をなくしまして、そこかわりに、それを基金ですね、要はお金を別に置いておいて、その用品を買うお金を別に置いて、そこから購入して、買ったものはそこに戻すというようなやり方にしたいというところであります。

○議長（土屋 博君） 年度末には返るの、120万はもとへ。それは、今まではそういうのはなかったからつくるといことですか。

○1番（沖山恵子君） 会計数的には減らないということですよ。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） はい。

○1番（沖山恵子君） 会計数的には減らないということですよ。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 用紙の購入数とか、そういうことには影響はしないです。

中のほうの購入する用品を精査する場合は、精査したら変わる可能性はありますけれども。

○1番（沖山恵子君） いや、買うとか必要なのはわかるからどうでもいいんですけども、簡単にしようと思っ、用品会計なくしたのに、余り変わらないのかなと思って質問しました。そののところだけ教えてください。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） 大きく変わる場所につきましては、今まで予算決算について、用品会計のほう、予算書計上したり、決算計上しまして審議していただいたんですけども、そちらのほうは、今回特別会計を廃止することによりまして、なくなります。ただし、基金のほうは、今どのくらいの用品に幾らあるのか、現金が幾らあるのかということは報告させていただきますけれども、そういうところはなくなります、実際に行う事務的には、特別会計が基金にかわったというところで、それほど大きな変更はないというところで。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第78号 八丈町用品調達基金条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第79号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（奥山 勉君） それでは、次のページをお開きください。

議案第79号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお開きください。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。長い条文となりますので、主な内容を説明いたします。

今回の改正は大きく分けまして2つございます。なので、第1条改正と第2条改正というふうにしてございます。

まず、第1条につきましては、9月の議会におきまして、マイナンバー関係で申請書類等に個人番号や法人番号を記載するという内容の条例改正を行いました。この9月30日に今度はその申請書等の様式を定めました省令が公布されたため、その改正内容に規定の整備を

講ずるものでございます。

また、第2条につきましては、平成26年度の税制改正において国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けまして、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度の税制改正におきまして、地方税法が改正されました。この改正は、昨年度の国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、一定の事項につきましては、各地域の実情等に応じて、条例で定める仕組みとされたことから、町税条例につきまして規定を追加するものでございます。

なお、第1条につきましては平成28年1月1日、第2条につきましては平成28年4月1日の施行となります。

説明は以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第79号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、議案第80号 八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例を上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 次のページをお願いします。

議案第80号 八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。全納税貯蓄組合が解散したため八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する必要があるため。

次のページをお願いします。

八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例。

八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例は廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

直接的な原因といたしましては、納税貯蓄組合の貯蓄取り扱い窓口として長年ご協力をいただいたJA八丈様が、金融部門の撤退により納税貯蓄組合の存続ができなくなり、解散となったため、廃止の条例を提出いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第80号 八丈町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、議案第81号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） すみません、議案81号を説明する前に訂正がございますので、すみませんが、よろしくをお願いします。

議案81号の次のページの説明の延滞金、第3条のところでございますが、（2）の項目の中、前号に掲げる、「げる」が2つ書いておりますので、「げる」を消していただきたいと思っております。掲げるの「げる」が2度記載されておりますので、訂正をお願いします。

議案第81号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方税法第20条の4の2第2項の規定による延滞金または加算金の計算の基礎となる額の端数処理について統一する必要があるため本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

従前の規定では、八丈町単独の端数処理が100円単位で行われていましたが、地方税法等の端数処理に統一することで、金銭価値の共有化及びコンピューター処理による事務の軽減化を図るためこの条例を改正いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第81号 八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第82号 八丈町農業委員会委員定数条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） その次になります。

議案第82号 八丈町農業委員会委員定数条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により八丈町農業委員会の定数を条例で定める必要があるため本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町農業委員会委員定数条例。

第2条ですね、八丈町農業委員会の定数は14名とするということでございますが、これは9月の議会のときにもちょっと触れさせていただきました。

平成27年9月4日に公布されたことに伴います農業委員会の法律の一部改正でございます。

大きな改正点といたしましては、まず、現行での定数条例に関しまして、選挙の選出委員が10名、そのほかに団体からの推薦枠ということで、議会推薦枠として4名以内、また農協、農業共済枠ということで各1名の16名の定数でありましたけれども、今回、この公選制による10名と合わせて団体推薦枠の6名、全てを廃止いたしまして、町長が選任し、議会の皆様の同意を得て選出いたします選任制に移行するというものでございます。

なお、八丈町の自治体規模で申し上げますと、農業者数が1,100人以下、また農地面積が1,300ヘクタール以下の自治体では、上限が14名と示されてございますので、現行の16名から14名ということで2名削減しての条例改正となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明といたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（山下 崇君） お伺いいたします。

この後の議案第83号の農地利用最適化推進委員の定数の条例がありますけれども、これと

も関係しますけれども、今、耕地面積、それから就農者の数から定員を14名と定めるということでしたけれども、仕事の内容はこの次の部分と大分かぶるという話ですけれども、足すと21名になるわけですけれども、ちょっとこれ合理的な数字であるかどうか、もう一度、どういう算定基準、最大値が14名だから、そこに合わせたとおっしゃいましたけれども、それでいいのかどうか、ちょっともう一度教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 現農業委員会の14名の上限ということでございますけれども、八丈町は618ヘクタールの農地面積を所有してございます。農家戸数としても489戸ということで、ちょっと他の市町村の例を、この法改正におきましては、東京都内において8町村が同時に条例を改正する予定で今進めてございます。例えば、町田市のほうでいきますと、農地面積が577ヘクタールということで、農業委員さんが14名、こちらも上限の14ということなんです。また、島嶼部で申し上げますと、大島町においても、農地面積、こちらはちょっと1,100ヘクタールと大きいんですけども、ここも14ということなんです。

あと農業算出額ですね、それに関しても、町田市においては年間約19億6,000万、大島町においては4億4,000万、八丈町は18億という、この農業生産額等からも勘案しまして、上限の14でやっていくということで、今回この提出を確定してございます。

○議長（土屋 博君） 後の説明があるから、これもやって後で。

（山下（崇）議員「ええ、まあ、そうなんですけれども」の声あり）

○議長（土屋 博君） 後の説明もついでにやるとけば、それじゃあ。

（山下（崇）議員「次と絡むので、ここで聞くのも、先にこれが通っちゃうから」の声あり）

○議長（土屋 博君） どうです、最適のあれも一緒に出していいですか。

（山下（崇）議員「いや、ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか、6番は、じゃあ。

○6番（山下 崇君） ちょっとこれが次の条例と前後してくる話なので、これを通す前に、そこをはっきりさせたいんですよ。その次の部分ですね、役割はほぼ一緒であるということと、自主財源でやらなければいけないということですから、こういう大きな改正があるときですから、もうちょっとお話聞きたいなと思ったんですよ。この次のものと一緒になってやるという職務内容はほぼ一緒で、表決権がないとかという話が続きますから、先にこれ通しちゃうと、もう話できないじゃないですか。

○議長（土屋 博君） じゃ、ちょっと休憩しますから。
休憩します。

（午後 1時30分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時55分）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第82号 八丈町農業委員会委員定数条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、議案第83号 八丈町農地利用最適化推進委員定数条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） それでは次になります。

議案第83号 八丈町農地利用最適化推進委員定数条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。農業委員会等に関する法律第18条第2項の規定により八丈町農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要があるため本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町農地利用最適化推進委員定数条例。

こちら第2条、委員の定数は、八丈町農地利用最適化推進委員の定数は7名とするというところでございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

6番。

○6番（山下 崇君） 先ほどの前の部分と関連してくるんですけども、公募があるとかいう話でしたけれども、これは今後、住民に対する周知というのはどのようになされますか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） この法案通させていただきますと、1月からの広報とインターネット関係で周知して、約1カ月公募を、募集推薦を受け付けるということでございます。

○議長（土屋 博君） 6番。

○6番（山下 崇君） 非常に大きな改正になりますので、どのように制度が変わって、どのように目指していくのか、法律の趣旨とあわせて島の方針についても、そこで広報をしていただきたいと思います。これは要望で結構です。お願いします。

○議長（土屋 博君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第83号 八丈町農地利用最適化推進委員定数条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第84号 特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） ただいまの次をお願いいたします。

議案第84号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、八丈町農地利用最適化推進委員の報酬等を定める必要があるため、本案を提出します。ということでお開きをいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、農業委員会の委員の項の次に今回の農地利用最適化推進委員の項目を加えるということで、これ今、同2万3,600円となっていますが、この同というのは月額ということでございます。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。ということでお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第84号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第85号 表層浮魚礁資材購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の5番をお願いいたします。

議案第85号 表層浮魚礁資材購入契約。

上記議案を提出する。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

表層浮魚礁資材購入契約。

表層浮魚礁資材購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的、浮魚礁設置事業に係る資材を購入し、組立設置することにより、漁獲量の増大を図るということでございます。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、金1,436万8,838円。

4、契約の相手方、東京都墨田区押上2丁目8番2号、岡部株式会社海洋事業部、事業部長、鷺澤栄二郎。

5の支出科目については省略させていただきます。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

この資材の納期限でございますけれども、来年、平成28年3月25日までとなっております。

購入の内訳等につきましては、産業観光課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長、説明願います。

○産業観光課長（奥山 拓君） 次のページをお願いします。

表層浮魚礁の資材購入ということで、この図面のほうにございます、円筒形のFRP製の浮魚礁を更新するもので、こちらは平成22年度に設置いたしましたものを耐用年数5年が経過いたしましたので、2基を入れかえるものとなっております。

設置場所のほうでございますけれども、1基におきましては神湊沖約1万4,000メートル沖の水深500メートルのところにあるものを1基更新。また、もう一つは小岩戸付近から南

南東約1万6,000メートル、水深450メートルのところに置いております1基を更新して、合計2基を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

9番。

○9番（奥山幸子君） これ10年以上やっていますよね。漁獲量の増大を図るということで、どれくらい、もう毎年毎年、5年ごとに更新しているようですけども、その効果があるのかというのが1つと、もう一つは、この設置したものの、回収はどうなっているんですか。回収しているのか、そのままなのか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） まず、漁獲量の効果ということでございますけれども、こちらは漁協が管理・運営主体になって実施しておりまして、ひき縄漁業のほうでこちらは利用しているということで、生産額、漁獲高の約3割というのがこの浮魚礁での効果ということで設計してございます。

また、浮魚礁のほうの更新なんですけれども、これは撤去して更新して設置するというもので、全部撤去してございます。

○9番（奥山幸子君） 下のコンクリも。

○産業観光課長（奥山 拓君） 下のコンクリートもかえてございます。

○9番（奥山幸子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（土屋 博君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第85号 表層浮魚礁資材購入契約は、原案どおり可決いたしました。

2時20分まで休憩いたします。

（午後 2時05分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時20分）

◎認定第4号の上程、説明

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第21、認定第4号 平成26年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（菊池正勝君） それでは、書類番号6をお願いいたします。

認定第4号 平成26年度八丈町一般会計決算認定について。

平成27年12月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度八丈町一般会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

平成26年度八丈町一般会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計決算額、歳入総額74億3,895万387円で、前年度と同程度、歳出総額は73億6,585万3,941円、前年度と比較いたしまして2.2%の増となりました。

以上の結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は7,309万6,446円となりました。

こちらから事業繰越のための翌年度に繰り越すべき財源1,053万8,545円を差し引いた実質収支額は6,255万7,901円となります。

決算書の94ページをお願いいたします。

こちらにつきましては1,000円単位となっておりますが、翌年度に繰り越すべき財源1,053万8,000円の内訳が記載されております。

平成26年度につきましては、全て繰越明許費繰越額となっております。

内容につきましては、橋の沢農道整備事業の土地購入費140万円、浮魚礁設置事業531万1,280円、プレミアム商品券発行事業2万4,000円、物流センター改修事業113万4,000円、フリージアまつり補助金266万9,265円となっております。

続きまして、歳入歳出決算額の内訳でございますけれども、決算書の119ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。

一番下の歳入合計でございます。

収入済額、左から5列目でございます。74億3,895万387円でございます。

予算現額74億7,195万5,676円に比べ3,300万5,289円の収入減となりました。ただし、予算現額の中には、繰越外財源として平成27年度に収入となる3,071万1,000円が含まれておりますので、実際につきましては229万4,289円の収入減ということになっております。

主な構成比でございます。

一番大きいものが118ページの14都支出金ですね、こちらが構成比、決算の構成比です。32.5%、続きまして地方交付税が9番ですね31.5%、続きまして127ページになります。町税のほうは12.8%、また戻りまして118ページ、国庫支出金が6.4%、そして次に町債、こちら借入金でございます。こちらが5.5%となっております。

歳入のうち未収入額につきましては、町税その他、合計いたしまして1億132万6,939円となっております。25年度に比べまして1,540万5,624円減少しておりますけれども、これらの収入確保には、今後とも引き続き努力してまいります。

こちら不納欠損額、未収入額の左側に不納欠損額が載っておりますけれども、不納欠損額のうち私債権の放棄につきましては使用料及び手数料、118ページは12万ですね、その住宅使用料472万8,834円、119ページに戻りまして19の諸収入27万円、災害援護貸付金でございます。内容につきましては、後ほど担当課長より説明いたします。

歳入につきまして、25年度の比較で申しますと、大きく増えているものにつきましては、118ページ、都支出金、地方消費税交付金は117ページになりますけれども、この2つになります。増加額につきましては、都支出金が島しょ漁業振興施設整備補助金、こちらは漁協の燃油施設整備に係る補助金でございますけれども、そちらと、総合交付金等の増によりまし

て、昨年度に比べ2億2,241万3,218円、地方消費税交付金につきましては、消費税増税の影響により2,290万2,000円増加となっております。

一方、大きく減っているものといましては、118ページ、上から2つ目です。9番の地方交付税、こちらにつきましては地方交付税、その後、13番国庫支出金、119ページの繰越金ということが大きく減っております。減少額につきましては、地方交付税が普通交付税の基準財政需要額の地域振興費等の単位費用の減により1億1,320万6,000円、国庫支出金が道路、住宅関係の補助金、事業量の減等により3,391万4,877円、繰越金が繰越明許費繰越金の減によりまして4,244万4,832円減となっております。

次に、117ページの町税についてですが、調定額、収入額とも25年度に比べ減となりまして、収入額は975万6,643円減少いたしました。

未収入額につきましては1,037万3,072円減りまして7,949万5,856円となっております。

徴収率につきましては現年度97.3%で25年度比0.5ポイントの減、滞納繰越分24.8%で25年度比では22.2ポイントの減となりました。ただし、合計では1.5ポイント増の91.1%となっております。

次に、歳出についてでございます。

決算書の120と121ページをお願いします。

121ページ歳出合計でございますが、支出済額が73億6,585万3,941円であり、予算現額に比べ1億610万1,735円の支出減となります。しかし、翌年度の事業繰越額4,124万9,545円を差し引きますと、不用額は6,485万2,190円となりました。25年度と比較いたしますと、不用額は1,416万5,476円の減となりました。

繰越事業の中身については、総務費の総合戦略策定事業、商工費のプレミアム商品券発行事業等、平成26年度の地域活性化・住民生活等支援交付金事業のほか、農林水産業費の橋の沢農道整備事業、浮魚礁設置事業、商工費の物流センター改修事業、フリージアまつり補助金となっております。

歳出の構成比でございますけれども、一番大きいものといまして、120ページ、3民生費の19.8%、続いて衛生費が19.5%、土木費が14.3%、総務費が10.9%、公債費が9.9%、公債費はこちらは借入金の返済の公債費でございます。

25年度の比較で申しますと、大きく増えているものといまして、120ページのほうでございます。民生費、衛生費、農林水産業費となります。増加額は民生費が臨時福祉給付金事業、若草保育園耐震補強事業、国保会計繰出金等の増によりまして8,864万4,600円の増額

となっております。衛生費につきましては、公営企業会計の改正による病院事業会計、水道事業会計の繰出金の増によりまして2億2,609万5,190円の増となっております。農林水産業費につきましては、漁協への燃油施設整備への補助金等により3億45万7,046円の増となっております。

25年度と比較いたしまして、次は大きく減額となったものについてご説明いたします。

120ページの総務費、121ページのほうの土木費、教育費、災害復旧費となっております。減少額ですが、総務費については庁舎の建設費、基金積立金等の減によりまして2億5,943万9,254円の減、土木費が道路改良事業の減、公営住宅建設事業費の減によりまして6,046万5,196円の減と、教育費につきましてはスポーツ祭東京2013の補助金、中之郷屋内運動場改修事業、富士グラウンドネット改修事業等の減によりまして6,926万9,427円の減となっております。災害復旧費につきましては、25年度のような台風災害がなかったことによりまして7,847万1,033円の減となっております。

次に、平成26年度の財政状況についてご説明いたします。

お手数ですがけれども、決算審査資料の企画財政課のほうをご用意願います。資料1となっている企画財政課のものでございます。

1の4ページをお願いいたします。

平成26年度財政支出等というところ、左側のほうです、そちらにまず財政の弾力化を示す経常収支比率でございます。これはこの表の下から4つ目ですね、4行目でございます。こちらが借入金の返済である公債費、公営企業会計の繰出金の増による経常一般財源が増加、あと、町税、地方交付税等の計上の一般財源収入が減少したことから91.4%となり、平成25年度と比較して2.5ポイント悪化しました。

町債の平成26年の現在高でございます。こちらは下から3行目でございます。千円単位でございますけれども、72億7,815万4,000円となっております。平成25年度と比較いたしまして2億3,944万4,000円減少しております。

定額運用基金を含めた基金の現在高についてでございます。隣の表ですね、基金の状況のほうでございます。こちらにつきましては、財政調整基金、ふるさと創生基金への積み立てを行ったことによりまして、総額26億3,935万7,000円と25年度と比較いたしまして1,400万円の増となっております。

次は、監査委員のほうの財政健全化意見書のほうを、お手数ですが、ご用意ください。財政健全化審査意見書というものでございます。

こちら表紙から3枚目です。意見書の中身のほうになります。こちらの真ん中の表でございます。地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の表でございます。

こちらにつきましては実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、平成25年度と同様、赤字なしという形となっております。

実質公債費比率につきましては10.2%、25年度に比べまして0.5ポイントの増となっております。

将来負担比率ですけれども82%と、25年度に比べまして2.5ポイントの増となっております。

平成25年度と同様に、実質公債費比率、将来負担比率ともこの表の早期健全化判断、健全化基準というものがありますけれども、これの率の範囲内となっておりますけれども、都内市町村におきましては、かなり高いということに変化はございません。こちら健全化判断比率につきましては、全て基準内ということでございますけれども、将来にわたり持続可能で安定的な財政運営を行っていくには、積極的に施策を実施する一方で、財政状況を十分把握し、将来への負担軽減を図っていくことが重要であると考えております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、ちょっと簡単ではございますけれども、平成26年度一般会計決算の説明を終わりますけれども、続きまして、私債権の放棄につきまして担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 次に、不納欠損の説明について、建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 八丈町債権管理条例第14条に基づき、建設課が平成26年度に実施しました私債権、住宅使用料……

（菊池議員「資料がわからない」の声あり）

○建設課主幹（菊池 良君） これは報告で、特に資料はございません。

○議長（土屋 博君） 資料がないそうです。

（議会事務局長「15ページの住宅使用料の不納欠損額のところを見ていただければと思います」の声あり）

○議長（土屋 博君） 15ページ。よろしいですか、15ページ。

○建設課主幹（菊池 良君） 失礼いたしました。

住宅使用料の放棄についてご報告させていただきます。

金額は472万8,834円、債務者は8名でございます。

債務者の状況でございますが、島外に転出し行方不明の者2名、生活保護受給者2名、資

産状況、家族の状況等を確認したところ、生活困窮と判断した者4名、以上、合計8名になります。債務者に対しては、催促、訪問交渉、調査、現在に至りましては裁判など徴収に努めておりますが、当該債権は平成10年度から平成21年度分の債権で、既に消滅時効にかかわる時効期間が経過しております。実質回収ができない債権でございます。

なお、消滅時効は、民法169条第1項の規定により、5年となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 博君） 続いて、不納欠損について、福祉健康課長。

ページ数を教えてください。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 24ページになります。この27万円という数字が不納欠損額でございますけれども、これは昭和50年の13号台風のときの災害援護資金貸付金でございます。

A氏とさせていただきます。この27万円はお一人でございます。それで、貸付金額はもともと70万でございます。最初返していただいていたんですけども、平成23年度にこの方が生活保護であることが判明いたしまして、執行停止をいたしました。それで、3年たちまして、生活困窮の度合いが継続しているため、この27万円を落とさせていただくことにいたしました。

内訳といたしましては、元の元利が23万4,000円と利子が3万6,000円、合わせて27万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（土屋 博君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は、12月3日木曜日、午前9時より開議いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月2日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 崇